

資料13

地下駅舎に係る運用基準等

凡例

改正条例：地下駅舎に係る防火安全対策を推進するための火災予防条例の一部を改正する条例（平成16年東京都条例第143号 平成16年10月14日公布）
新条例：改正条例による改正後の条例
改正条則：火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（平成16年東京都規則第281号 平成16年10月14日公布）
新条則：改正条則による改正後の条則

I 火災予防条例及び同施行規則の一部改正に伴う運用等について

第1 改正の背景及び趣旨

平成15年2月大韓民国大邱広域市の地下鉄において、死者192名及び負傷者148名に至る火災が発生した。現在、東京都内には全国の地下駅舎の約半数が集中し、1日の平均輸送人員も約750万人（全国の約55パーセント）に上り、また、コンビニエンスストアなどの店舗の増加や駅の深層化、重層化が進んでいる。一方、地下駅舎の勤務員（以下「駅勤務員」という。）については、年々その数が減少する傾向にあり、また、地下駅舎で発生する火災の約3分の1が放火によるものであることから、火災時の初期消火、避難誘導等の自衛消防活動、消防隊による消防活動等の困難性の増大が危ぐされる。当庁では、従来から地下鉄の防火安全対策について関係事業者に対して指導してきたところであるが、こうした状況を踏まえ、地下駅舎の消防用設備等の設置基準、防火管理体制等について実効性のある防火安全対策を推進するため条例及び条則が改正されたものである。

第2 改正条例及び改正条則に係る運用上の留意事項

1 総括的事項

(1) 関係者等への周知

改正の趣旨及び内容の周知については、鉄道事業者と当庁との間で「地下駅舎に係る火災安全対策連絡会」を設け、別表1（略）及び2（略）に掲げる事業者、団体等へ、別添え（略）のとおり通知するなど、随時情報提供しているところである。

各消防署（以下「署」という。）においても、事前相談、消防同意、各種届出、立入検査、都民指導等のあらゆる機会をとらえ関係者等に対して指導すること。

(2) 地下駅舎の定義、範囲等

ア 新条例で地下駅舎が定義されたところであるが、新条例第39条第1項第4号の4、第46条の3第1項第2号及び第50条の3の規定は、当該地下駅舎を対象としたものであること。

イ 地階に乗降場を有するものであれば、地上階を含めて地下駅舎（政令別表第1(10)項に掲げる車両の停車場の部分に限る。）に該当するものであること。

ウ 地下駅舎と接続する鉄道トンネルの長さや当該トンネルとの接続の有無については、地下駅舎を判定するための要件ではないこと。

エ 新条例第39条第1項第4号の4の鉄道用の用に供するものとは、鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第4条第1号に規定する普通鉄道のほか、懸垂式鉄道又は跨座式鉄道のモノレール、案内軌条式鉄道の新交通システム、鋼索鉄道のケーブルカーなどが含まれるものであること。

オ 地下駅舎の範囲等の取扱いは、次によること。

(ア) 第2章第1節第3「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い」及び同第4「消防用設備等の設置

単位」によるほか、次による（別図1参照）。

- a アの地下駅舎は、原則として、改札の内外を問わず、鉄道事業者が所有し、又は占有する防火対象物又はその部分で、かつ、地階の乗降場を利用する乗降客の輸送事業に必要な管理を行っている駅施設が該当すること。

具体例としては、乗降場、階段、通路（コンコースを含む。以下同じ。）、エスカレーター、エレベーター、駅事務室、券売所、ロッカー室、待合室、倉庫、仮眠室、機械室、電気室等又は地下駅舎の機能従属部分（第2章第1節第3「政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い」．1．(2)．アに定める部分をいう。以下同じ。）若しくはみなし従属部分（同イに定める部分をいう。以下同じ。）となる地下駅舎に存する店舗等が該当すること。

- b 前aの地下駅舎に存する店舗等とは、地下駅舎に該当する乗降場、通路等に存する店舗等であつて、地下駅舎の範囲内にあるものをいう。

具体例としては、物品販売店舗（コンビニエンスストア、ドラッグストア、簡易な売店（キヨスク等）その他の物品販売店舗）、飲食店舗、旅行案内所、理髪所、現金自動預払機、自動証明写真撮影機等がある。

- c 地下駅舎に存する店舗等のうち、改札外のものにあつては、地下駅舎に存する店舗等の使用形態、管理形態、床面積の合計等により、地下駅舎の機能従属部分又は改札内のもの等も考慮したみなし従属部分のいずれかとして取り扱うこと。

- d 地下駅舎に存する店舗等のうち、改札内のものにあつては、原則として、地下駅舎の機能従属部分として取り扱うこと。ただし、機能従属の要件を満たさない場合は、改札外のもの等も考慮したみなし従属部分として取り扱うこと。

- e 前c及びdにおいて、地下駅舎に存する店舗等の使用形態、管理形態、床面積の合計等によつては、地下駅舎の範囲内の通路等に、地下駅舎から独立した用途部分（以下「独立用途部分」という。）が存する可能性があることに留意すること。

- f 一の地下駅舎の範囲内に地下駅舎に存する店舗等が複数点在する場合で、これらの使用形態、管理形態、床面積の合計等から判断して、地下駅舎の機能従属部分又はみなし従属部分として取り扱うことができないものは、地下駅舎の範囲内に地下駅舎以外の用途に供する部分が点在する複合用途防火対象物となること。

- g 地下駅舎の一部が、政令別表第1備考第2号又は第3号の規定に該当する場合は、当該規定によること。

(イ) 消防用設備等の設置に当たつて、地下駅舎の床面積の算定については、第2章第1節第5「建築物の棟、床面積及び階の取扱い」．2．(2)．カによること。

(3) 新条例の規定が適用される地下駅舎の部分等

新条例及び新条例の規定が地下駅舎のどの部分に適用されるかについては、当該規定の条項ごとに異なるので、別紙1から別紙3の例を参考にすること。

なお、新条例第43条の2（非常警報設備に関する基準）第1項及び第55条の3（防火管理者）第1項第4号の規定について、地下駅舎の定義と整合させるための用語の整備が図られたが、これらの規制対象は従来どおりであること。

2 消防用設備等の技術上の基準の付加に関する事項

(1) 複合用途防火対象物の取扱い

政令別表第1(10)項に掲げる防火対象物の部分に地下駅舎が存する場合における当該地下駅舎の用途に供される部分は、政令第9条の規定の例により、新条例第39条第1項第4号の4及び第46条の3第1項第2号の規定の適用について、当該地下駅舎に供される一の防火対象物とみなすこと。

(2) スプリンクラー設備

ア 新条例第39条第1項第4号の4の規定により地下駅舎の地階部分に設置するスプリンクラーヘッドの設置場所については、省令第13条第3項の規定によること。

また、同条同項第10号の規定は、地下駅舎が政令別表第1(10)項に掲げる車両の停車場である場合又は(10)項ロに掲げる防火対象物で同表(10)項に掲げる車両の停車場の部分である場合にあつても適用されるものであること。

イ 前アのスプリンクラーヘッドの設置場所に関して、省令第13条第3項第10号に規定する乗降場並びに

これに通ずる階段及び通路以外の地下駅舎の部分で、当該ヘッドの設置が必要な場所の具体例としては、駅事務室、券売所、ロッカー室、待合室、倉庫、仮眠室等又は地下駅舎の機能従属部分若しくはみなし従属部分となる地下駅舎に存する店舗等が該当すること。ただし、当該機能従属部分又はみなし従属部分となる地下駅舎に存する店舗等で別記1に該当するもの（以下「簡易売店等」という。）については、スプリンクラーヘッドの設置を要しないものであること。

ウ 政令第12条第1項第2号、第5号、第5号の2、第7号若しくは第8号ハ又は条例第39条第1項第4号の2若しくは第4号の3の規定により、地下駅舎に存する店舗等にスプリンクラー設備の設置が必要となる場合であっても、当該地下駅舎に存する店舗等が簡易売店等に該当する場合は、前イのただし書と同様の取扱いによること。

エ 新条例第39条第1項第4号の4の規定によるスプリンクラー設備の加圧送水装置の吐出量及び水源水量を算出するためのスプリンクラーヘッドの個数は、「第4章第2節第4スプリンクラー設備」．I「技術基準」．2．第3-1表中「条例第39条第1項第1号から第4号の4までの規定によりスプリンクラー設備を設置する防火対象物（ヘッドの取付け面の高さが10mを超えるものを除く。）」の欄と同様に取り扱うこと。

(3) 無線通信補助設備

ア 新条例第46条の3第1項第2号の規定により、地下駅舎の地階部分に設置する無線通信補助設備に設ける無線機の接続端子の設置場所については、省令第31条の2の2第1項第8号イの地上で消防隊が有効に活用できる場所及び新条例第50条の3第1項の防災管理室とすること。

イ 携帯無線機で使用している150MHz帯の周波数の使用期限が、電波法関係事務審査基準の一部を改正する訓令（平成15年10月総務省訓令第82号）により平成28年5月31日とされたことなどから、消防・救急無線のデジタル化が進められているところであるが、携帯無線機で使用する400MHz帯の周波数については、デジタル化の対象外となっていることから、無線通信補助設備の周波数帯にあっては、現行どおり火災予防施行規程（昭和37年東京消防庁告示第17号）第6条の4の400MHz帯とすること。

なお、デジタル方式に対応できるものの併設を妨げるものではないこと。

3 地下駅舎の管理に関する事項

(1) 義務者

新条例第50条の3各項の規定の義務を負う者については、地下駅舎の構造、設備等に関する規定等（第1項、第6項及び第7項）にあっては関係者、自衛消防の組織に関する規定等（第2項及び第3項）にあっては管理について権原を有する者並びに消火訓練及び避難訓練に関する規定（第4項及び第5項）にあっては防火管理者とされたこと。

(2) 防災管理室の構造、機能等の維持その他必要な管理

ア 新条例第50条の3第1項の規定により地下駅舎に設置されている消防用設備等の操作、作動状態の監視等を行うための装置及び遠隔監視カメラの受像機等（以下「監視装置等」という。）が設けられている駅事務室等が防災管理室として規定され、当該防災管理室が、火災の早期発見・通報、初期消火、避難誘導、消防隊への情報提供等の自衛消防活動を組織的かつ効果的に行うための拠点として位置付けられるとともに、火災等が発生した場合に有効に活用できるように、構造、機能等の維持その他必要な管理を行うことが義務付けられたものであること。

イ 新条例第50条の3第1項の規定において省令第3条第1項第1号イの自衛消防の組織と限定したのは、地下駅舎の管理について権原を有する者に対して、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条又は条例第55条の3第1項第4号の規定に基づく防火管理が義務付けられていることによること。

なお、新条例第50条の3第2項及び第3項の自衛消防の組織にあっては同様であること。

ウ 新条例第50条の3第1項のその他必要な管理とは、防災管理室内の整理整頓、監視装置等付近の操作空間の確保、自衛消防活動に必要な図書（平面図、立面図、断面図、消防用設備等の配管、配線及び設備系統図、排煙及び空調設備のダクト系統図等）の整備、監視装置等の操作員の確保及び操作の習熟等について、日頃から適正に管理することをいうこと。

エ 新条例第11条の2の2の規定は、新条例第50条の3第1項の規定により管理の対象となる防災管理室が定められたものであることから、当該防災管理室を設置するに当たっては、努めて当該構造、機能等に適合するものとするよう指導すること。

(3) 自衛消防の組織の活動に必要な装備

新条例第50条の3第2項の自衛消防の組織の活動に必要な装備の種類については、新条則第11条の2の3に定められたところであるが、個人用装備及び隊用装備にあっては、消防計画に定める自衛消防組織の編成隊の人員等を考慮し、当日の勤務体制に応じて実際に活動するために必要な数量を整備するよう指導すること。

また、当該装備は、原則として防災管理室に備えることとし、定期的な点検を行うなど平素の管理を行うよう指導すること。

(4) 自衛消防技術認定証の保有者の確保

ア 新条例第50条の3第3項の規定は、地下駅舎構造の深層化、重層化及び大規模化に伴い、火災時における煙の流動の特異性、避難及び消防活動の困難性等に加え、駅勤務員の減少などを踏まえ、火災等が発生した場合に、迅速かつ的確な自衛消防活動を展開することが重要であるとの観点から、自衛消防技術認定証の保有者の確保が義務付けられたものであること。

イ 新条例第50条の3第3項のこれに準ずる者とは、自衛消防活動において指揮者の役割を果たす者が該当すること。

ウ 交替制シフトが組まれている勤務体制の場合は、いずれの体制においても当該資格を有する者が配置されている必要があること。

(5) 消火訓練及び避難訓練

ア 運転指令所、車両乗務員及び駅勤務員の相互間の連携要領を含めた情報把握・伝達などの初動措置要領等に重点を置いた訓練の実施を指導すること。

また、火災状況の早期把握、119番通報、乗降客への早期周知、初期消火、避難誘導、消防隊への情報提供等の対応が迅速かつ的確に行われるよう、地下駅舎それぞれの実態に即した訓練を指導すること。

イ 新条例第50条の3第4項の（省令第3条第9項に該当する者を除く。）は、当該省令の規定との重複を避けたものであること。

ウ 新条例第50条の3第5項の規定による消防機関への通報については、東京消防庁自衛消防の指導に関する規程（平成5年3月東京消防庁訓令第5号）第22条により通知するよう指導すること。

(6) 避難口である旨及び避難の方向の明示

ア 条例第50条の3第6項の規定は、韓国の地下鉄火災等を踏まえ、火災の進展により天井等へ煙が滞留し、照明設備や誘導灯の光が遮られ視認困難、暗闇状態等の環境下になった場合に備え、地下駅舎の天井等に設けられている誘導灯を補完する手段として、蓄光性を有する避難口明示物及び避難方向明示物（以下「明示物」という。）の床面等への設置義務が定められたものであること。

従って、消防用設備等である誘導灯及び誘導標識を代替するものではないこと。

イ 新条例第50条の3第6項の当該乗降場から直接地上へ通ずる出入口までの間に設けられた避難施設は、地下駅舎の範囲内の階段、通路等の避難施設を対象とするものであること。

また、乗降客が避難するためのものには、駅勤務員のみが使用する管理通路等（誘導灯の設置等により、乗降客を当該管理通路等に導いているものを除く。）は含まれないものであること。

ウ 新条例第50条の3第6項の「室内に設けられた避難施設を除く。」は、乗降客が利用する施設のうちコンビニエンスストア等の内部に存する避難施設を当該明示の対象外としたことによること。

エ 新条例第50条の3第6項ただし書の当該床面又は壁面等とは、床面又は床面から高さ1メートル以下の壁面等のことであること。

また、避難の方向を明示することを要しない範囲は、これらの床面又は壁面等に設置された通路誘導灯の有効範囲に限るものであること。

オ 新条則第11条の2の4ただし書の消防総監が避難上支障がないと認めた場合とは、次の場合をいうこと。

(ア) 地下駅舎の避難施設の部分で、その部分の位置、構造、配置、幅員等の状況から判断して、設置すべき明示物を減じ、又は免じて乗降客の避難に支障がないと認めた場合

(イ) 新技術の活用等により予想しない特殊な明示方法等を採用することにより、新条則第11条の2の4各号と同等以上の効果があると認めた場合

カ 明示物の設置が必要な部分に高輝度蓄光式誘導標識を設置した場合は、条則第11条の2の4のただし書きの規定により、明示物を設置したものとみなす。

キ 地下駅舎と当該地下駅舎に該当しない地下連絡通路、地下道、地下街、ビル内の通路等（以下「地下

連絡通路等」という。)が接続している場合で、かつ、地下連絡通路等が地下駅舎の乗降客の避難経路として誘導灯により誘導されている場合は、有効な避難安全性を確保するため、地下駅舎と地下連絡通路等とを一体的にとらえ、努めて最も近い地上出入口まで地下連絡通路等にも明示物を設置するよう指導すること。

ク 新条則第11条の2の4第5号に規定する消防総監が定める構造及び性能の基準については、「Ⅱ 東京消防庁避難口明示物及び避難方向明示物の構造及び性能の基準の制定について」によること。

また、明示物の設置に係る技術上の基準、明示物の告示基準適合状況の評価及び確認、設置された明示物の現地確認、オの処理要領等に係る運用細部については、「Ⅲ 地下駅舎に設置する避難口明示物及び避難方向明示物に係る運用細部について」によること。

(7) 防煙壁等の管理

ア 地下駅舎において火災が発生した場合、多数の乗降客が一斉に乗降場、階段、通路、エスカレーター等から地上へ向かって避難しようと殺到することが予想される。こうした多数の避難者が避難行動をとっている状況下においては、階段、通路、エスカレーター等を防火シャッター等により防火区画する前に、避難者の避難路の確保に併せ火災による煙の拡散を防止することが重要である。

このため、新条例第50条の3第7項の規定では、地下駅舎の関係者に対して防煙壁等の有効な機能の保持とその付近に作動又は降下に支障となる施設を設けないように適正に管理することが義務付けられたものであること。

なお、新条則第11条の2の5の規定は、当該規定により管理の対象となる防煙壁等が定められたものであり、防煙壁等の設置基準が規定されたものではないこと。

イ 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第126条の2第1項の規定では、防煙壁について、天井面から50センチメートル以上下方に突出したものと規定されているが、突き出しの長さがそれ未満のものにあっても、新条則第11条の2の5第1号の防煙壁に該当すること。

また、当該防煙壁には、感知器との連動により作動し、若しくは降下するもの又は防災管理室からの遠隔操作によっても作動できるものが含まれること。

ウ 新条則第11条の2の5第2号の防火シャッターには、防災管理室からの遠隔操作によっても降下及び閉鎖することができ、降下及び閉鎖状況を防災管理室で確認できるものが含まれること。

(8) その他

ア 今回の条例等の改正に伴い、消防計画に定める以下の事項について変更し届け出る必要があること。

(ア) 自衛消防の組織に関すること

(イ) 消火、通報及び避難訓練に関すること。

(ウ) 避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及び案内に関すること。

イ 改正条例等を踏まえ、「消防計画の作成要領」、「自衛消防訓練マニュアル」について、別に主管課(指導課)から通知する。

4 附則に関する事項

(1) 既存の地下駅舎に対する新条例等の適用

新条例及び新条則の規定は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)において、現に存する地下駅舎又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の地下駅舎(以下「既存の地下駅舎」という。)である場合、現に存する地下駅舎である場合等によって、当該施行日をもって適用されるもの、経過措置により適用までに一定の期間(5年間)があるもの又は適用が除外されるものがあることから、誤りのないよう指導を行うこと。

(2) スプリンクラー設備及び無線通信補助設備に係る新条例の適用

既存の地下駅舎に対する新条例第39条第1項第4号の4及び第46条の3第1項第2号の規定の適用については、平成22年3月31日までの5年間の経過措置期間が設けられた(改正条例附則第2項)ことから、既存の地下駅舎に係る防火対象物が政令別表第1(16)項イ若しくは(16)項ロ又は(16)項のいずれか((16)の2)項又は(16)の3)項の一部に地下駅舎が存するものを含む。)にかかわらず、当該適用日は平成22年4月1日であること。

従って、施行日において既存の地下駅舎に該当するものに係る法第17条の2の5第1項及び第2項の規定による当該新条例の規定の適用日は、平成22年4月1日であること。

第3 既存の地下駅舎に係る改修指導等

1 実態調査の実施に関する事項

(1) 目的

今回の改正に伴い、新たに新条例又は新条則の規定が適用となる既存の地下駅舎について実態調査を実施し、附則による経過措置期間内に改修が必要なもの（スプリンクラー設備、無線通信補助設備、自衛消防の組織の活動に必要な装備、自衛消防技術認定証及び明示物に係るものに限る。）の適正かつ計画的な改修指導を推進する。

(2) 調査対象物及び調査方法

本実態調査の対象は、すべての既存の地下駅舎とし、調査方法は、原則として現地調査とする。ただし、現在、各署が有する防火対象物資料綴、予防情報システム等の情報により、(3)の調査事項を把握している場合は、現地調査を要しないものとする。

(3) 調査事項

調査対象物台帳（別記様式第1号（略）、第1号の2（略）、第1号の3（略）、第1号の4（略）及び第1号の5（略）。以下「台帳」という。）により、必要事項を調査すること。

(4) 調査期間及び調査結果報告

（略）

(5) その他

改正条例等について、本依命通達の運用を適正に執行するため、本庁の関係各課職員及び各方面本部の予防担当職員が、当該実態調査について技術支援等を行うので、各署にあっては、必要である場合は支援要請すること。

2 調査上の留意事項

(1) 地下駅舎に係る項の見直し

本調査の結果、既存の地下駅舎に係る項の見直しに該当する事案が生じた場合は、予防課建築係まで連絡すること。

(2) スプリンクラー設備

ア 既存の地下駅舎の地階の一部又は全部にスプリンクラー設備が設置されている場合は、次のとおりである。ただし、イからエまでに掲げる事項に留意すること。

(ア) 政令第12条第1項第2号、第7号若しくは第8号又は条例第39条第1項第4号の2の規定に基づき設置されている場合（いずれも政令別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の一部に地下駅舎が存する場合に限る。）

(イ) 政令第12条第1項第5号又は5号の2の規定に基づき設置されている場合（政令別表第1(16)の2項又は(16)の3項の一部に地下駅舎の一部が存する場合に限る。）

(ウ) 条例第39条第1項第4号の3の規定に基づき設置されている場合（政令別表第1(10)項に掲げる単項の防火対象物の場合又は同表第(16)項ロに掲げる防火対象物の一部に地下駅舎が存する場合に限る。）

(エ) 政令第28条の2第3項の規定により連結散水設備の代替として設置されている場合

(オ) 自主設置されている場合（部分的に自主設置されているものを含む。）

イ 前アのいずれかに該当する場合で、地下駅舎の地階の一部にスプリンクラー設備が設置されているものにあっても、今回の改正により地下駅舎の地階全体にスプリンクラー設備の設置が必要となること。

ウ ア、(エ)の場合当該スプリンクラー設備の有効範囲内の部分以外の部分で、省令第30条の2第1項第1号の規定により連結散水設備の散水ヘッドを設ける部分以外の部分に該当し、スプリンクラーヘッドが省略されている部分があることに留意すること。

エ 既存の地下駅舎に設置されているスプリンクラー設備には、非常電源などについて、新条例の規定に基づくスプリンクラー設備の技術上の基準に適合しないものがある可能性があることに留意すること。

オ 予防情報システムによると、現在、当庁管内には261の地下駅舎が存在するが、ア、(エ)に該当し、既存の地下駅舎の地階の全部にスプリンクラー設備が設置されているものが約8割近くあることから、非特定防火対象物に該当する既存の地下駅舎にあっても、新条例の規定に適合するに至ることにより、平成22年4月1日をもって、法第17条の2の5第2項第3号の規定が適用されるものが相当数見込まれる

こと。

(3) 無線通信補助設備

ア 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）及び地下鉄道の火災対策の基準について（昭和50年1月30日付鉄総第49号）（以下「国土交通省令等」という。）に基づき、既存の地下駅舎の地階に設置されている無線通信補助設備には、新条例の規定に基づく無線通信補助設備の技術上の基準に適合しないものがある可能性があることに留意すること。

イ 既存の地下駅舎の地階の一部又は全部に無線通信補助設備が設置されている場合は、次のとおりである。ただし、ウに掲げる事項に留意すること。

(ア) 政令第29条の3第1項の規定に基づき設置されている場合（政令別表第1（16の2）項の一部に地下駅舎の一部が存する場合に限る。）

(イ) 条例第46条の3第1項の規定に基づき設置されている場合

(ウ) 自主設置されている場合（国土交通省令等に基づき設置されているもの及び部分的に自主設置されているものを含む。）

ウ 予防情報システムによると、前イ、(ウ)に該当し、既存の地下駅舎の地階の全部に無線通信補助設備が設置されているものが約8割近くあることから、前(2)、オと同様に新条例の規定に適合するに至ることにより、平成22年4月1日をもって、法第17条の2の5第2項第3号の規定が適用されるものが相当数見込まれること。

3 改修指導の推進に関する事項（別図2（略）参照）

- (1) 1の実態調査の結果、改修が必要な既存の地下駅舎に係る鉄道事業者に対して、指導書（別記様式第2号（略））を平成17年8月31日（水）までに交付し、既存の地下駅舎ごとに、改修計画書（別記様式第3号（略））を平成17年11月30日（水）までに提出するよう指導すること。
- (2) 提出された改修計画書については、台帳と一括して管理し改修指導の推進に活用するとともに、その写しを添付して方面本部長に報告すること。
- (3) 方面本部長は、前(2)の改修計画書の写しが報告されたときは、台帳と一括して管理するとともに、方面内のものを取りまとめ、予防部長に報告（予防課予防係経由）すること。
- (4) 方面本部長は改修が円滑に行われるように、改修計画、内容等を把握し方面内の各署の改修指導の進行状況を管理すること。
- (5) 条例第62条の4に規定する自衛消防技術試験の受験者の増加が予想されることから、別に主管課（指導課）から鉄道事業者に対し、当該試験の実施予定等について通知する予定であること。

4 改修完了の把握及び報告に関する事項

- (1) スプリンクラー設備、無線通信補助設備及び明示物に係る改修完了の把握については、設置検査又は現地確認により行うこと。
- (2) 自衛消防の組織の活動に必要な装備及び自衛消防技術認定証に係る改修完了の把握については、その都度鉄道事業者からの報告を求め行うこと。
なお、当該報告の内容の適否については、立入検査、訓練指導等の機会をとらえ確認すること。
- (3) 消火訓練、避難訓練等が実施された場合は、従前どおり予防情報システムにより入力すること。
- (4) 改修種別ごとに改修完了を把握したときは、その都度台帳を整理し消防方面本部及び予防課予防係に連絡すること。

第4 既存の地下駅舎に係る特例措置

1 スプリンクラー設備又はスプリンクラーヘッドの設置免除に関する事項

既存の地下駅舎については、次の(1)又は(2)により条例第47条又は政令第32条の規定による基準の特例を適用し、当該設備又はスプリンクラーヘッドを設置しないことができるものとする。

(1) 地下駅舎の構造等によるスプリンクラー設備の設置免除の要件（条例第47条）

次のすべてに該当すること。

ア 新条例第39条第1項第4号の4の規定により、新たにスプリンクラー設備の設置が必要となる既存の地下駅舎の地階であること。

イ 防火対象物の地階に、地下駅舎以外の用途に供する部分及び地下駅舎に存する店舗等が存しないこと。

- ウ 地下駅舎の地階の階数が1であること。
 - エ 地下駅舎の地階に居室が存しないこと。
 - オ 地下駅舎の地階に存する部分で省令第13条第3項に規定するスプリンクラーヘッドを省略できる部分に該当しないものについては、省令第13条第1項第1号の規定に準ずる区画がされていること。
- (2) 地下駅舎に存する店舗等で発生した火災を有効に消火することができるパッケージ型自動消火設備等（以下「代替設備」という。）の設置によるスプリンクラーヘッドの設置免除の要件（条例第47条又は政令第32条）
- 次のすべてに該当すること。
- ア 既存の地下駅舎に存する店舗等（別に通知する店舗等に限る。）の部分であって、スプリンクラーヘッドの設置が消防法令上必要な部分であること。
 - イ 前アの部分に、別に通知する代替設備が設置されていること。
 - ウ アの部分に代替設備の有効範囲内であること。
- 2 無線通信補助設備の設置免除に関する事項
- 既存の地下駅舎については、次のすべてに該当する場合は、条例第47条の規定による基準の特例を適用し、無線通信補助設備を設置しないことができるものとする。
- (1) 新条例第46条の3第1項第2号の規定により、新たに無線通信補助設備の設置が必要となる既存の地下駅舎の地階であること。
 - (2) 地下駅舎の地階の階数が1であること。
 - (3) 地下駅舎の地階と地上とで消防隊の携帯無線機により直接無線交信ができること。
- 3 基準の特例に係る事務処理に関する事項
- 1 又は前2の特例を適用する場合は、事前に予防課建築係と協議すること。
- なお、特例を適用する際の事務処理については、東京消防庁火災予防規程（昭和61年5月東京消防庁訓令第36号）第73条から第75条までの規定によること。
- 4 既存の地下駅舎に係る避難口である旨の明示に関して、関係者等から第2、3、(6)、オに係る相談があった場合は、予防課火気電気係まで連絡すること。

第5 防火安全対策の充実に係る行政指導等

- 1 火災の早期発見対策の充実に係る事項
- 従来、既存の地下駅舎に設けられている自動火災報知設備については、政令第32条の規定による基準の特例を適用するなどにより、乗降場、通路等の部分に感知器が設置されていないものが見受けられることから、次によること。
- (1) 今後、新築されるものについては、予防事務質疑応答集第1第4第5章、2、(1)、イ、(イ)、問67の質疑回答にかかわらず、乗降場、通路等及び地下駅舎に存する店舗等に感知器を設置すること。この場合、乗降場に設置する感知器については、地下駅舎における避難の困難性、消防活動の困難性等から火災を早期に感知する必要があること及び鉄道車両の走行に伴う気流の影響等に起因する非火災報を防止する必要があることから、光電式スポット型感知器、光電式分離型感知器、光電アナログ式スポット型感知器又は光電アナログ式分離型感知器とするよう指導すること。
 - (2) 既存の地下駅舎については、地下駅舎に存する店舗等に当該感知器が設置されていない場合、修繕工事等の機会をとらえ当該店舗等の天井（当該店舗等に天井がない場合は、その直上の天井）に設置するよう指導すること。
- 2 初期消火対策の充実に係る事項
- (1) 今回の改正でスプリンクラー設備の設置及び維持の義務に至らない既存の地下駅舎で、当該設備が設置されていないものに対し、修繕工事等の機会をとらえ、当該設備又は第4、1、(2)の代替設備を設置するよう指導すること。
 - (2) 既存の地下駅舎（スプリンクラー設備の設置及び維持の義務に至らないものを含む。）及び施行日以降新築される地下駅舎において、スプリンクラーヘッドの設置を要しない簡易売店等のうち、キヨスクなどの簡易な売店（特に当該売店が乗降場、通路等に設けられ袋小路を形成しているもの）に対して、別に通知する性能基準に適合する下方放出型自動消火装置の設置を指導すること。

なお、ここでいう袋小路を形成しているものとは、地下駅舎の乗降場、通路等において、部分的に2方向避難が確保されない箇所、そこから地上へ避難するためには当該乗降場、通路等の部分に存する売店付近を必ず通過することとなるものをいう。

3 消防活動支援対策の充実に関する事項

今回の改正で無線通信補助設備の設置及び維持の義務に至らない既存の地下駅舎で、当該設備が設置されていないものに対して、修繕工事等の機会を捉え、当該設備を設置するよう指導すること。

第6 その他

(略)

別記1

地下駅舎に存する店舗等のうちスプリンクラーヘッドの設置を要しないものの要件

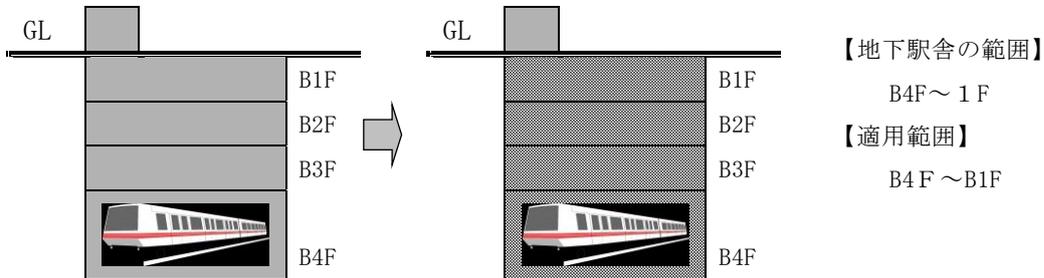
- 1 地下駅舎に存する店舗等（現金自動預払機、自動証明写真撮影機等の無人営業のものを除く。）で、スプリンクラーヘッドの設置を要しないものは、次のすべてに該当するものとする。
 - (1) 地下駅舎に存する店舗等であること。
 - (2) 客が地下駅舎に存する店舗等の内部へ入ることなく専らその外側において物品購入、飲食等の行為を行う構造形態のものであること。
 - (3) 一の地下駅舎に存する店舗等の床面積（当該店舗等が連続して設けられている場合で、隣接する店舗等間が最短距離3メートル以内に位置するものは、これらすべての店舗等を合わせて一とみなす。）が10平方メートル未満であること。
 - (4) 地下駅舎に存する店舗等は、平屋で、かつ、壁、柱、床、天井、屋根等（以下「壁等」という。）が地下駅舎の壁等と構造的に独立しており、原則として地下駅舎の壁等を造作することなく設置、移動、撤去等が可能であること。
 - (5) 地下駅舎に存する店舗等内で、火を使用する設備が使用されていないものであること。
- 2 地下駅舎に存する店舗等（現金自動預払機、自動証明写真撮影機等の無人営業のものに限る。）で、スプリンクラーヘッドの設置を要しないものは、次のすべてに該当するものとする。
 - (1) 地下駅舎に存する店舗等であること。
 - (2) 一の地下駅舎に存する店舗等の床面積（当該店舗等が連続して設けられている場合で、隣接する店舗等間が最短距離3メートル以内に位置するものは、これらすべての店舗等を合わせて一とみなす。）が10平方メートル未満であること。
 - (3) 地下駅舎に存する店舗等は、平屋で、かつ、壁等が地下駅舎の壁等と構造的に独立しており、原則として地下駅舎の壁等を造作することなく設置、移動、撤去等が可能であること。
 - (4) 地下駅舎に存する店舗等内で、火を使用する設備が使用されていないものであること。

別紙1

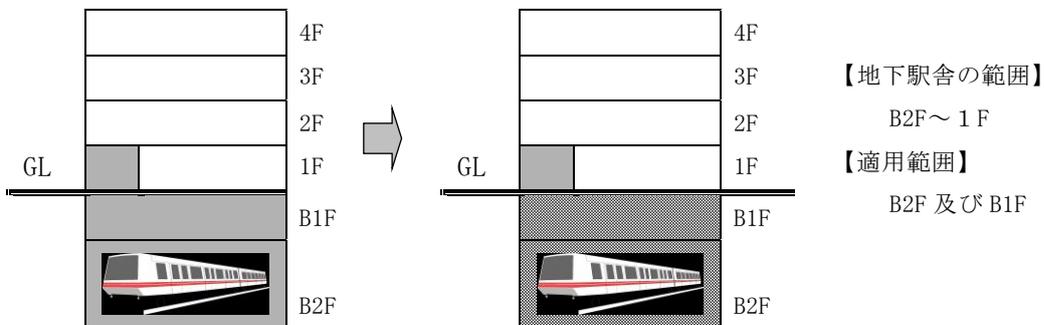
規定が適用となる地下駅舎の部分の例

(条例第39条第1項第4号の4及び第46条の3第1項第2号の規定の適用範囲)

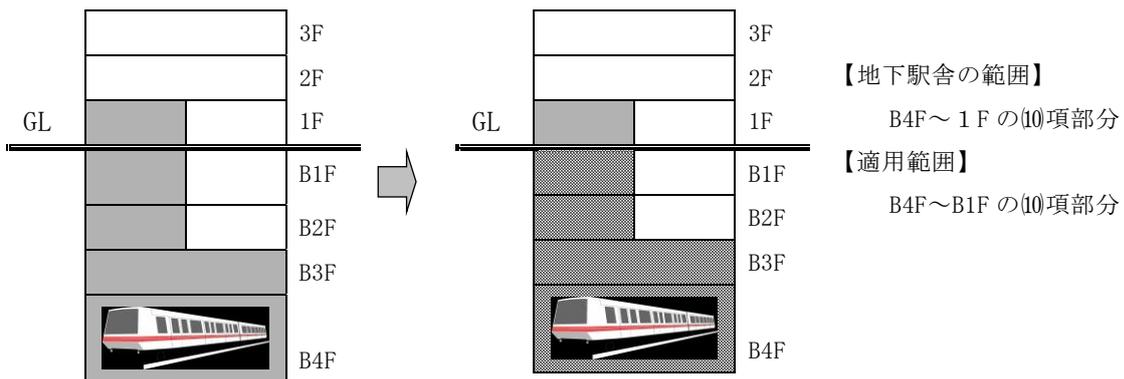
【例1】(10)項に掲げる車両の停車場で、地階に乗降場を有するもの(B4Fから1Fまで(10)項が存在し、B4Fに乗降場がある場合)

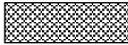


【例2】(16)項に掲げる防火対象物のうち(10)項に掲げる車両の停車場の部分で、地階に乗降場を有するもの(B2Fから1Fまで(10)項が存在し、B2Fに乗降場がある場合)



【例3】(16)項に掲げる防火対象物のうち(10)項に掲げる車両の停車場の部分で、地階に乗降場を有するもの(B4Fから1Fまで(10)項が存在し、B4Fに乗降場がある場合)



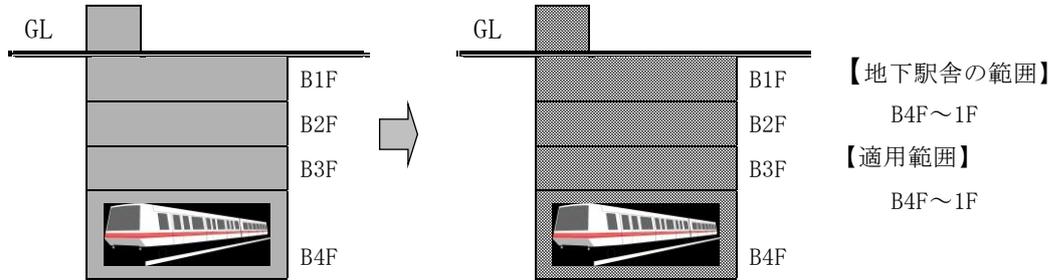
〔凡例〕
 : 地下駅舎の範囲
 : 適用範囲

※ 地下駅舎とは、政令別表第1(10)項に掲げる車両の停車場(鉄道の用に供するものに限る。)及び同表第(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(10)項に掲げる車両の停車場の部分で、地階に乗降場を有するものをいう。

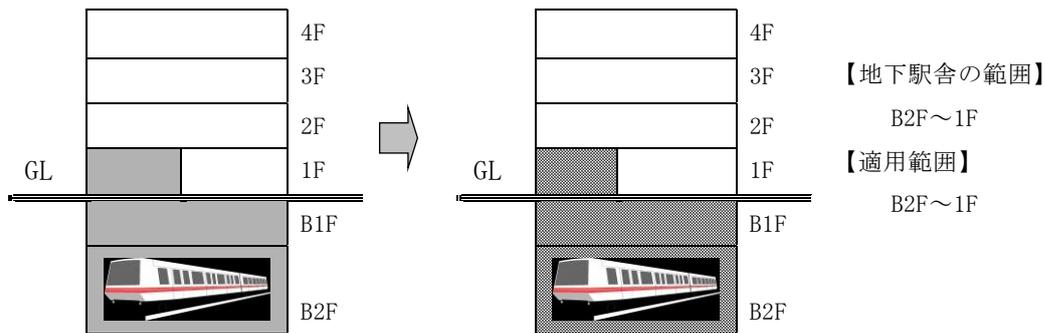
別紙2

規定が適用となる地下駅舎の部分の例
(条例第50条の3第1項～第5項の規定の適用範囲)

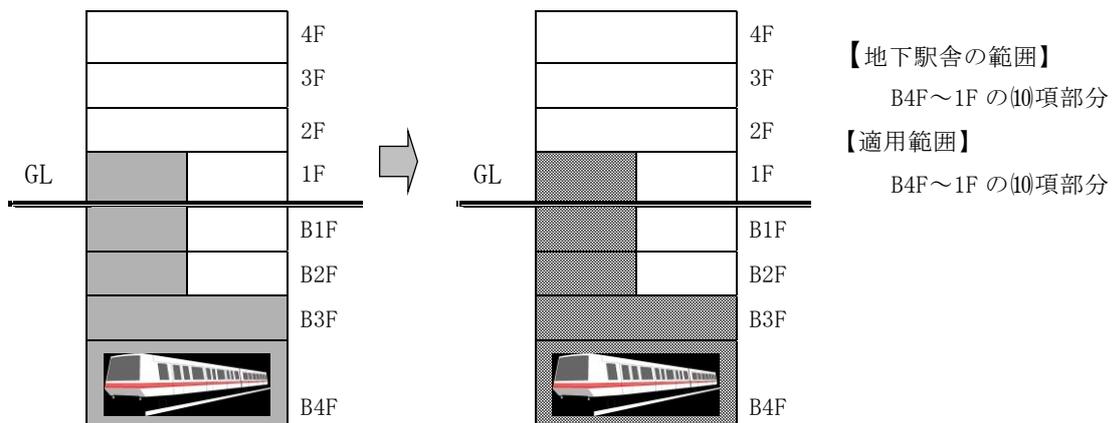
【例1】(10)項に掲げる車両の停車場で、地階に乗降場を有するもの（B4Fから1Fまで(10)項が存在し、B4Fに乗降場がある場合）

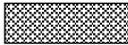


【例2】(16)項に掲げる防火対象物のうち(10)項に掲げる車両の停車場の部分で、地階に乗降場を有するもの（B2Fから1Fまで(10)項が存在し、B2Fに乗降場がある場合）



【例3】(16)項に掲げる防火対象物のうち(10)項に掲げる車両の停車場の部分で、地階に乗降場を有するもの（B4Fから1Fまで(10)項が存在し、B4Fに乗降場がある場合）

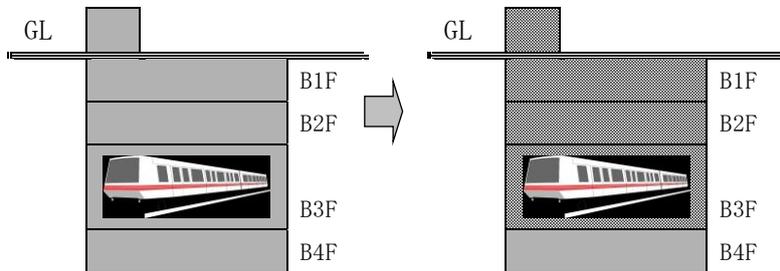


〔凡 例〕
 : 地下駅舎の範囲
 : 適用範囲

別紙3

規定が適用となる地下駅舎の部分の例
(条例第50条の3第6項及び第7項の規定の適用範囲)

【例1】(10)項に掲げる車両の停車場で、地階に乗降場を有するもの(B4Fから1Fまで(10)項が存在し、B3Fに乗降場がある場合)



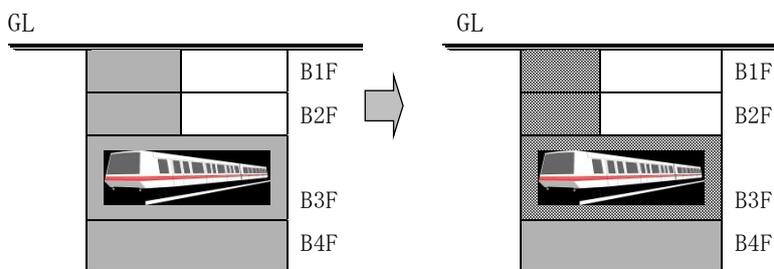
【地下駅舎の範囲】

B4F～1F

【適用範囲】

B3Fの乗降場から1Fの直接地上へ通ずる出入口まで(※ B4Fを
通って避難するものにあつては、
当該階も適用範囲に含まれる。)

【例2】(16)項に掲げる防火対象物のうち(10)項に掲げる車両の停車場の部分で、地階に乗降場を有するもの(B4FからB1Fまで(10)項が存在し、B3Fに乗降場がある場合)



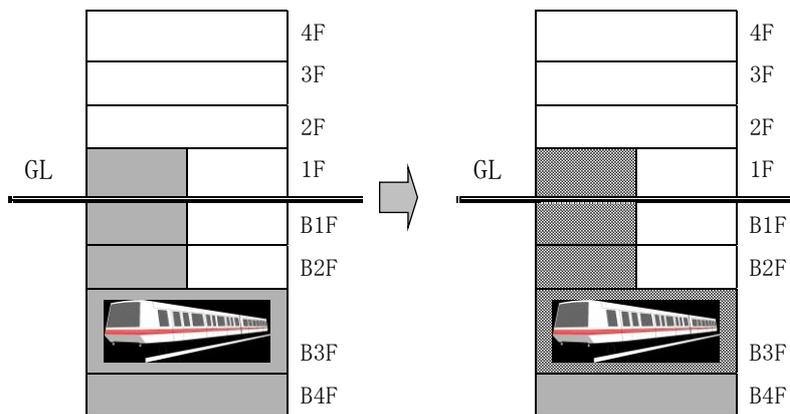
【地下駅舎の範囲】

B4F～B1F

【適用範囲】

B3Fの乗降場から1Fの直接地上へ通ずる出入口まで(※ B4Fを
通って避難するものにあつては、
当該階も適用範囲に含まれる。)

【例3】(16)項に掲げる防火対象物のうち(10)項に掲げる車両の停車場の部分で、地階に乗降場を有するもの(B4Fから1Fまで(10)項が存在し、B3Fに乗降場がある場合)



【地下駅舎の範囲】

B4F～1Fの(10)項部分

【適用範囲】

B3Fの乗降場から1Fの直接地上へ通ずる出入口まで(※ B4Fを
通って避難するものにあつては、
当該階も適用範囲に含まれる。)

[凡 例]  : 地下駅舎の範囲

 : 適用範囲

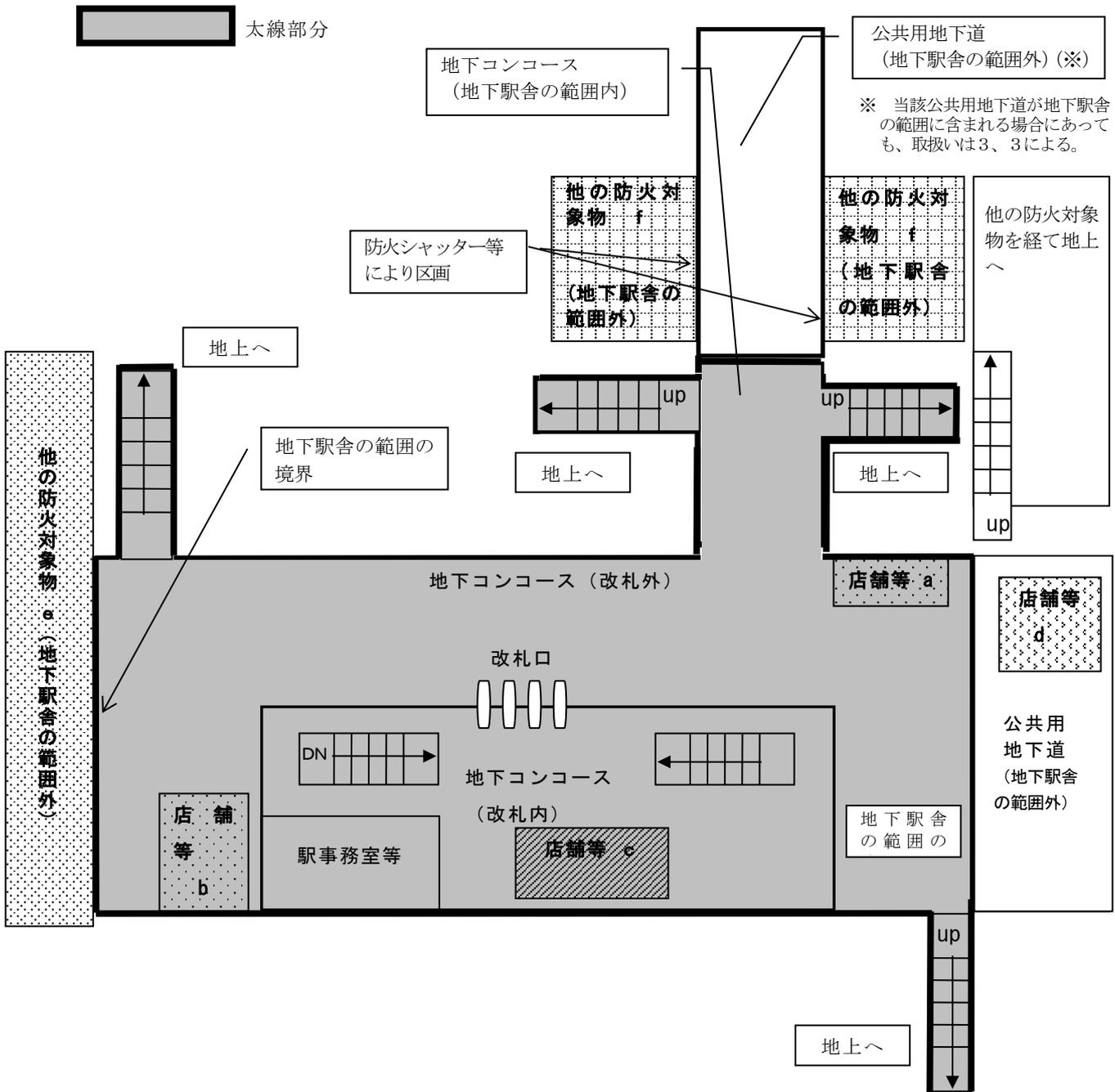
※1 新条例第50条の3第6項の規制対象： 地階の乗降場及び当該乗降場から直接地上へ通ずる出入口までの間に設けられた避難施設のうち乗降客が避難するためのもの

※2 新条例第50条の3第7項の規制対象： 地階の乗降場から直接地上へ通ずる出入口までの間に設けられた避難施設及びエスカレーターに近接した箇所等に設けられた防煙壁等

別図1

地下駅舎の範囲等の取扱いの例

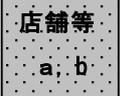
1 地下駅舎の範囲



2 地下駅舎に存する店舗等の取扱い

地下駅舎に存する店舗等とは、地下駅舎に該当する乗降場、通路等に存する店舗等であって、地下駅舎の範囲内にあるものをいう。

1 地下駅舎に存する店舗等のうち、改札外のもの



地下駅舎に存する店舗等の使用形態、管理形態、床面積の合計等により、地下駅舎の機能従属部分又は改札内のもの等も考慮したみなし従属部分のいずれかとして取り扱うこと。(※)

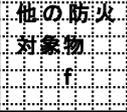
2 地下駅舎に存する店舗等のうち、改札内のもの



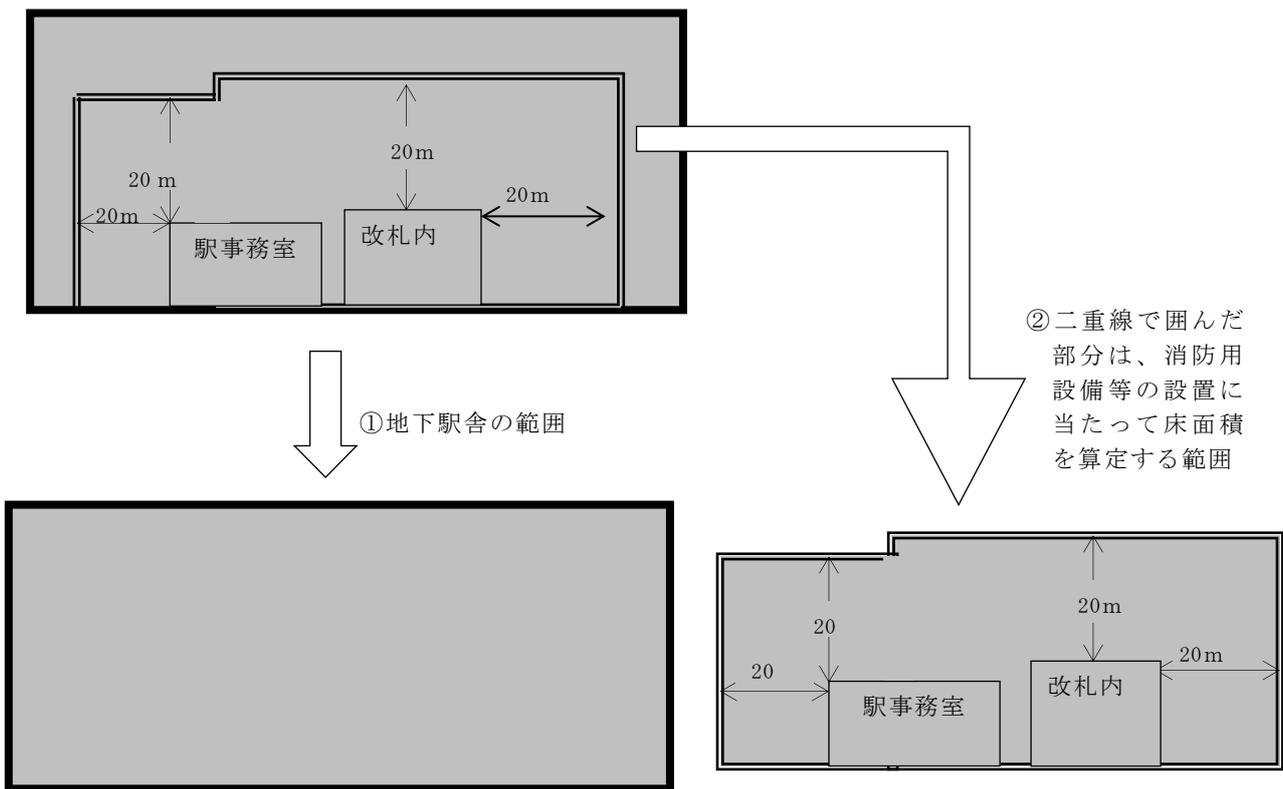
原則として、地下駅舎の機能従属部分として取り扱う。ただし、機能従属の要件を満たさない場合は、改札外のもの等も考慮したみなし従属部分として取り扱うこと。(※)

※ 地下駅舎に存する店舗等の使用形態、管理形態、床面積の合計等によっては、地下駅舎の範囲内の通路等に、地下駅舎から独立した用途部分が存する場合がありますことに留意すること。

3 地下駅舎の範囲外に存する他の用途の防火対象物の取扱い

- 1  **地下駅舎の範囲外の地下道等に存する店舖等**
地下駅舎に存する店舖等に該当しない独立した用途として取り扱うこと。
- 2  **地下駅舎の範囲に直接接続する他の用途の防火対象物**
地下駅舎と他の用途の防火対象物が一の防火対象物となる場合は、地下駅舎と当該用途の防火対象物とを合わせた複合用途防火対象物となる。
- 3  **地下コンコース、公共用地下道を介して接続する他の用途の防火対象物**
従来どおり第2章第1節第4「消防用設備等の設置単位」. 3.(2)によること（地下コンコース、公共用地下道を介して接続している防火対象物が一定の条件に適合する場合は、別棟として取り扱うことができる。）。

4 地下駅舎の範囲と消防用設備等の設置に当たって床面積を算定する範囲の比較



- ① 地下駅舎の範囲
原則として、改札の内外を問わず、鉄道事業者が、所有し、又は占有する防火対象物又はその部分で、かつ、地階の乗降場を利用する乗降客の輸送事業上必要な管理を行っている駅施設
- ② 消防用設備等の設置に当たって床面積を算定する範囲
第2章第1節第5「建築物の棟・床面積及び階の取扱い」. 2.(2). カによる（改札口及び駅事務室等の施設から歩行距離20mまでの部分又は防火シャッター等で区画した当該位置までの部分を地下駅舎の床面積として算入する。）。

II 東京消防庁避難口明示物及び避難方向明示物の構造及び性能の基準の制定について

1 趣旨

新条例第50条の3第6項の規定により政令別表第1(10)項に掲げる車両の停車場及び同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(10)項に掲げる車両の停車場の部分で、地階に乗降場を有するもの（以下「地下駅舎」という。）の関係者は、地下駅舎の避難施設の床面等に、避難口である旨又は避難の方向を明示しなければならないとされた。

また、新条則第11条の2の4第1号及び第2号の規定により避難口である旨の明示は、避難口である旨を明示する物（以下「避難口明示物」という。）、避難の方向の明示は、避難の方向を明示する物（以下「避難方向明示物」という。）をそれぞれ設けて行うこととされるとともに、同条第5号の規定により避難口明示物及び避難方向明示物（以下「明示物」という。）は、消防総監が定める構造及び性能の基準に適合するものとする事とされたことから、当該構造及び性能の基準が定められたものである。

2 概要

(1) 明示物の表示面

次に掲げる4種類の明示物のそれぞれについて、表示面に表示しなければならないシンボル、文字又は矢印（以下「表示面のシンボル等」という。）及び表示面に表示することができる表示面のシンボル等が定められたこと。

ア 避難口明示物

イ 乗降場、避難通路等に設置する避難方向明示物

ウ 上り階段に設置する避難方向明示物

エ 下り階段に設置する避難方向明示物

(2) 明示物の表示面の色

ア 表示面のシンボル等の色が緑の場合は、地色を白とし、表示面のシンボル等の色が白の場合は、地色を緑とするとされたこと。

イ 表示面のシンボル等又は地色の緑は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に定める日本産業規格（以下「JIS」という。）Z 9101に定める安全色の緑とするとされたこと。

(3) 明示物の形状

表示面の形状は、正方形又は長方形とするとされたこと。

(4) 明示物の表示面の蓄光性

表示面の蓄光性は、JIS Z 9107に定める蓄光安全標識板（以下「蓄光標識板」という。）のりん光輝度と同等以上のりん光輝度を有するものであることとされたこと。

(5) 視認性

JIS Z 9107に定めるりん光輝度試験に準じて光を当てた後に遮光した場合、遮光を行った時から20分経過後に、暗所において次の視認性を有することとされたこと。

ア 明示物の存在の視認性

床面に置いた場合に、その場所から5メートル離れたところにおいて、床面からの高さが1.5メートルの位置から明示物の存在が容易に視認できるものであること。

イ 表示面のシンボル等の視認性

(ア) 避難口明示物の別図第1のシンボル及び避難方向明示物の矢印は、表示物に正対して2.5メートル離れた位置から容易に視認できるものであること。

(イ) (ア)に定めるものを除き、表示面のシンボル等は、表示面に正対して1メートル離れた位置から容易に視認できるものであること。

(6) その他の性能

(1)から前(5)までのほか、次に掲げる蓄光標識板の性能を有することとされたこと。

ア 耐候性

イ 耐食性

- ウ 耐衝撃性
- エ 色材の付着性
- オ 耐水性
- カ 耐燃性
- キ 耐摩耗性（床に設置するものに限る。）
- ク 耐薬品性（床に設置するものに限る。）

(7) 表示

表示面以外の面又はその包装に、次に掲げる事項が容易に消えないように表示されていることとされたこと。

- ア 避難口明示物にあつては、「避難口明示物」
- イ 避難方向明示物にあつては、「避難方向明示物」
- ウ (6)、キ及びクの性能を有しないものにあつては、「壁用」
- エ 製造者名又はその略号
- オ 製造年月
- カ 型式記号

(8) 別図

別図第1 避難口であることを示すシンボル、別図第2 避難口であることを示す文字、別図第3 避難口であることを示す文字、別図第4 上り階段であることを示すシンボル及び別図第5 下り階段であることを示すシンボルが定められたこと。

3 制定文

別添えのとおり

4 施行期日

平成17年4月1日から施行する。

別添え

東京消防庁告示第4号

東京消防庁避難口明示物及び避難方向明示物の構造及び性能の基準を次のように定める。

平成17年3月7日

東京消防庁
消防総監 白谷 祐二

東京消防庁避難口明示物及び避難方向明示物の構造及び性能の基準

火災予防条例施行規則（昭和37年東京都規則第100号）第11条の2の4第5号に規定する消防総監が定める構造及び性能の基準は、次のとおりとする。

第1 表示面

1 避難口明示物

- (1) 別図第1のシンボルの例により表示すること。
- (2) 前号に定めるものに加え、別図第2若しくは第3の文字又は避難の方向を示す矢印（以下「矢印」という。）を表示することができる。

2 避難方向明示物

- (1) 乗降場、避難通路等に設置する避難方向明示物
ア 矢印及び別図第1のシンボルの例により表示すること。
イ アに定めるものに加え、別図第2又は第3の文字を表示することができる。
- (2) 階段に設置する避難方向明示物
ア 上り階段に設置するものにあつては、矢印、別図第2の文字及び別図第4のシンボルの例により表示すること。
イ 下り階段に設置するものにあつては、矢印、別図第2の文字及び別図第5のシンボルの例により表示すること。
ウ ア及びイに定めるものに加え、別図第3の文字を表示することができる。

第2 色

- 1 表示面のシンボル、文字又は矢印（以下「表示面のシンボル等」という。）の色は、緑又は白とし、地色は次によること。
 - (1) 表示面のシンボル等の色が緑の場合は、地色を白とすること。
 - (2) 表示面のシンボル等の色が白の場合は、地色を緑とすること。
- 2 表示面のシンボル等又は地色の緑は、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項に定める日本産業規格（以下「JIS」という。）Z 9101に定める安全色の緑とすること。

第3 形状

表示面の形状は、正方形又は長方形とする。

第4 蓄光性

表示面の蓄光性は、JIS Z 9107に定める蓄光安全標識板（以下「蓄光標識板」という。）のりん光輝度と同等以上のりん光輝度を有するものであること。

第5 視認性

JIS Z 9107に定めるりん光輝度試験に準じて光を当てた後に遮光した場合、遮光を行った時から20分経過後に、暗所において次の視認性を有すること。

1 明示物の存在の視認性

床面に置いた場合に、その場所から5メートル離れたところにおいて、床面からの高さが1.5メートルの位置から明示物の存在が容易に視認できるものであること。

2 表示面のシンボル等の視認性

- (1) 避難口明示物の別図第1のシンボル及び避難方向明示物の矢印は、表示面に正対して2.5メートル離れた位置から容易に視認できるものであること。
- (2) 前号に定めるものを除き、表示面のシンボル等は、表示面に正対して1メートル離れた位置から容易に視認できるものであること。

第6 その他の性能

第1から第5までに定めるもののほか、次に掲げる蓄光標識板の性能を有すること。

- (1) 耐候性
- (2) 耐食性
- (3) 耐衝撃性
- (4) 色材の付着性
- (5) 耐水性
- (6) 耐燃性
- (7) 耐摩耗性（床に設置するものに限る。）
- (8) 耐薬品性（床に設置するものに限る。）

第7 表示

表示面以外の面又はその包装に、次に掲げる事項が容易に消えないように表示されていること。

- (1) 避難口明示物にあつては、「避難口明示物」
- (2) 避難方向明示物にあつては、「避難方向明示物」
- (3) 第6.(7)及び第6.(8)の性能を有しないものにあつては、「壁用」
- (4) 製造者名又はその略号
- (5) 製造年月
- (6) 型式記号

別図第1 避難口であることを示すシンボル



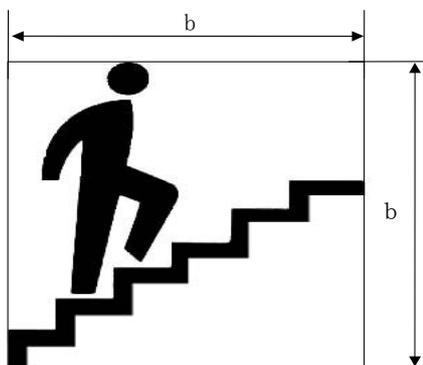
別図第2 避難口であることを示す文字

非常口

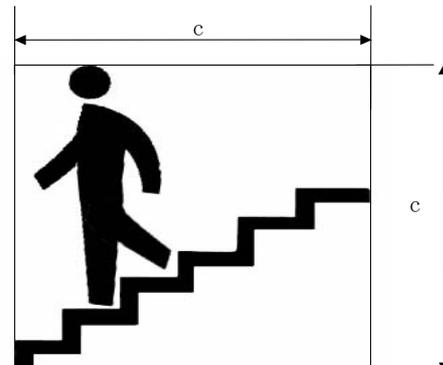
別図第3 避難口であることを示す文字

EXIT

別図第4 上り階段であることを示すシンボル



別図第5 下り階段であることを示すシンボル



附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

Ⅲ 地下駅舎に設置する避難口明示物及び避難方向明示物に係る運用細部について

1 明示物の構造及び性能に関する事項

明示物の構造及び性能は、東京消防庁避難口明示物及び避難方向明示物の構造及び性能の基準（平成17年東京消防庁告示第4号。以下「告示基準」という。）によるものであり、その取扱いは、別紙1によるものとする。

2 明示物の設置に係る技術上の基準に関する事項

(1) 設置の原則

- ア 明示物は、誘導灯又は誘導標識により避難誘導する方向に沿って設けるものとする。
なお、既存の地下駅舎については、誘導灯又は誘導標識による誘導経路、方向及び避難口等について再度確認した上で明示物を設けるよう指導するものとする。
- イ 一の明示物に従って進むことで、次の明示物に到着ことができ、これを繰り返すことで直接地上に通ずる出入口に到達できるよう明示物を設けるものとする。
なお、直接地上に通ずる出入口に至る通路部分等で外光により避難上有効な照度を得られる部分にあっては、明示物の設置を要しないものとする。
- ウ 明示物に従って進む避難方向の変更箇所（小角度のものも含む。）は、新条則第11条の2の4第2号の曲り角として取扱い、歩行距離、見通し等にかかわらず、避難方向明示物を設けるものとする（別図1参照）。
- エ 明示物に従って進む避難経路には、明示物の視認や歩行の妨げとなるもの（避難口に設ける戸を除く。）を設けないものとする。ただし、地下駅舎の管理のために設けられた柵等で、火災発生時、地下駅舎の関係者により速やかに撤去し、又は開放できるものにあつては、この限りでない。
- オ 階段の上り始め・上り終わり又は下り始め・下り終わり、踊り場等には、歩行距離にかかわらず、別図2の例により避難方向明示物を設けるものとする。
なお、上り始めから上り終わり又は下り始めから下り終わりまでの歩行距離が10mを超える場合は、概ね中間になる地点に上り始め又は下り始めに設ける避難方向明示物と同じ避難方向明示物を設けるものとする。
- カ 島式及び対面式の乗降場における誘導灯及び明示物の設置例は、別図3を参考とするものとする。
なお、島式の乗降場で幅員が10m以下のものにあつても、努めて上下線それぞれに対応して明示物を設けるよう指導するものとする。
- キ 地下駅舎と地下駅舎に該当しない地下連絡通路、地下道、地下街、ビル内の通路等（以下「地下連絡通路等」という。）が接続している場合については、I、第2、3、(6)、キにより指導するものであり、別図4を参考とするものとする。
- ク 明示物の設置面の照度は、地下駅舎の照明環境において200ルクス以上確保するものとする。ただし、低照度に対応できる蓄光性能の高い明示物を使用し、同等の視認性が確保できる場合は、この限りでない。
- ケ 床面に設ける明示物は、努めて摩耗による性能の劣化防止等に配慮した位置に設けるよう指導するものとする。
- コ 明示物に従って進む避難経路に存する避難口に設ける戸のドアノブ等又はその付近には、努めて明示物と同等の蓄光性を有するものにより明示し、当該ドアノブ等の位置が避難者に容易に視認できるよう指導するものとする。ただし、当該ドアノブ等がないもので、扉そのものを避難方向に押すことで開放するものにあつては、明示物と同等の蓄光性を有するものにより「押す」旨を明示するよう指導するものとする。
- ##### (2) 施工方法
- 明示物は、容易にはく離することがないように、強固に固定するとともに、床に設ける場合は、その施工方法に応じ、次の転倒防止を図るよう指導するものとする。
- ア つまづき防止
- (ア) 接着又はビス止めの場合
設置する床面から明示物表示面までの高さ（ビス止め式で明示物の表示面よりビスが突き出している場合は、当該ビスの上端までの高さとする。）は、5mm以下とし、面取り等するものとする。
- (イ) 埋め込み式
設置する床面と段差が生じないように設けるものとする。
- イ 滑り防止
明示物は、表示面の摩擦抵抗が当該明示物を設置する床面の摩擦抵抗と同等のものを設けるものとする。（別紙1、4参照）

(3) 維持

明示物の構造及び性能を維持させるため、点検・整備に努め、次の場合は、交換等の措置を講ずるよう指導するものとする。

なお、立入検査等において、設置された明示物の蓄光性能を確認するため、方面単位での輝度計等の配置を検討している。

ア 明示物の蓄光性が、当該明示物のりん光輝度の設定値（別紙1、5参照）より減衰した場合

イ 明示物の表示面の表示内容が、摩耗等により視認できない状態となった場合

ウ 明示物に、はく離、破損等が生じた場合

3 明示物の設置に係る手続きに関する事項

(1) 鉄道事業者に対する明示物の設置指導

明示物の告示基準への適合性の確保及び個々の地下駅舎の形態等に応じた適正な設置が図られるよう、次のとおり対応するものとする。

なお、このことについては、効率的かつ統一的な指導を行うことができるよう、鉄道事業者との協議により取り決めたものである。

ア 設置計画の確認

鉄道事業者が明示物を設置（増設、移設、取替えその他の変更を含む。）するに当たり問い合わせするときは、別記様式の避難口明示物及び避難方向明示物設置計画書（以下「設置計画書」という。）に必要な資料（別記様式の備考欄に掲げる資料）を添付したものを、当該地下駅舎を管轄する消防署に提出するよう指導しているので、設置計画書が提出された場合は、予防事務処理手引書第1部第41「避難口明示物及び避難方向明示物設置計画書の届出」により処理するものとする。

イ 設置の確認

鉄道事業者が地下駅舎に明示物を設置した場合は、当該地下駅舎を管轄する消防署に連絡するよう指導しているので、必要に応じて現地確認を行うものとし、前アの設置計画書が提出されている場合は当該設置計画書のとおり明示物が設置されているかを確認するものとする。

なお、鉄道事業者に対し、明示物の不良品の流通等その構造及び性能に係る不具合が発生した場合に対応するため、設置した明示物の包装や写真等を保管するなど、告示基準第7の表示事項を明示物の設置後においても確認できるようにしておくことを指導しているので、現地確認等において、当該包装や写真等を活用するものとする。

ウ その他

明示物の設置指導を適正に行うため、主管課職員及び各方面本部の予防担当職員が、技術支援を行うので、各消防署にあっては、必要である場合は支援要請すること。

(2) 新条則第11条の2の4ただし書の適用

新条則第11条の2の4ただし書については、I、第2、3、(6)、オにより消防総監が避難上支障がないと認めた場合を示したところであるが、その適用については、次のとおりとするものとする。

ア 地下駅舎の避難施設の部分で、その部分の位置、構造、配置、幅員等の状況から判断して、設置すべき明示物を減じ、又は免じても乗降客の避難に支障がないと認めた場合としては、空掘りや切通しなど、外気に開放されている部分で、火災による煙の滞留危険が少なく、かつ、昼夜を通じ避難上有効な採光が得られる場合や広大なコンコース等で、原則に従って明示物を設けると避難経路が複雑になり、避難者が混乱するおそれがある場合等が想定されるが、その適用の可否については主管課と協議するものとする。

イ 新技術の活用等により予想しない特殊な明示方法等を採用することにより、新条則第11条の2の4各号の規定によるものと同程度の効果があると認めるための評価等にあっては、主管課で対応するものとする。

4 その他

(1) 政令第26条第3項により誘導標識の設置義務がある防火対象物に、新条則第11条の2の4各号の規定の例により明示物を設ける場合は、政令第32条の規定を適用し、その有効範囲内の部分について誘導標識の設置を要しないものとする。

(2) 改正条例による改正後の条例第50条の3第6号の適用を受けない防火対象物に、明示物を自主的に設ける場合は、努めて新条則第11条の2の4各号の規定の例により設けるよう指導するものとする。

(3) 明示物の製造、販売、輸入等を行う者から、取扱う明示物が、告示基準に適合するかどうか問い合わせがあった場合は、主管課で一括して対応するので、各消防署においては、その旨を指導するものとする。

別紙1

避難口明示物及び避難方向明示物の構造及び性能の基準等の取扱い

1 明示物の表示内容

(1) 避難口明示物

図1の「避難口のシンボル」を必ず表示するものとし、併せて「非常口」、「EXIT」及び「避難方向を示す矢印」を表示できるものであること。(図2参照)

※ 告示基準第1、1、(1)で「別図第1のシンボルの例により表示すること。」とあるのは、シンボルの各部分の寸法等を詳細に規制するものではなく、当該シンボルであることが認識できるように表示することを求めるものである。(告示基準第1、2、(2)、ア及びイにおいて同じ。)



図1 避難口のシンボル



図2 避難口明示物の例

(2) 避難方向明示物

ア 通路等に設置する避難方向明示物

「避難方向を示す矢印」とともに、当該矢印が非常口の方向を示していることを明確にするため、「避難口のシンボル」を必ず表示するものとし、併せて「非常口」及び「EXIT」を表示できるものであること。(図3参照)



図3 通路等に設置する避難方向明示物の例

イ 階段に設置する避難方向明示物

図4の「上り階段を示すシンボル」又は図5の「下り階段を示すシンボル」、「避難の方向を示す矢印」及び「非常口」を必ず表示するものとし、併せて「EXIT」を表示できるものであること。(図6参照)



図4 上り階段を示すシンボル



図5 下り階段を示すシンボル

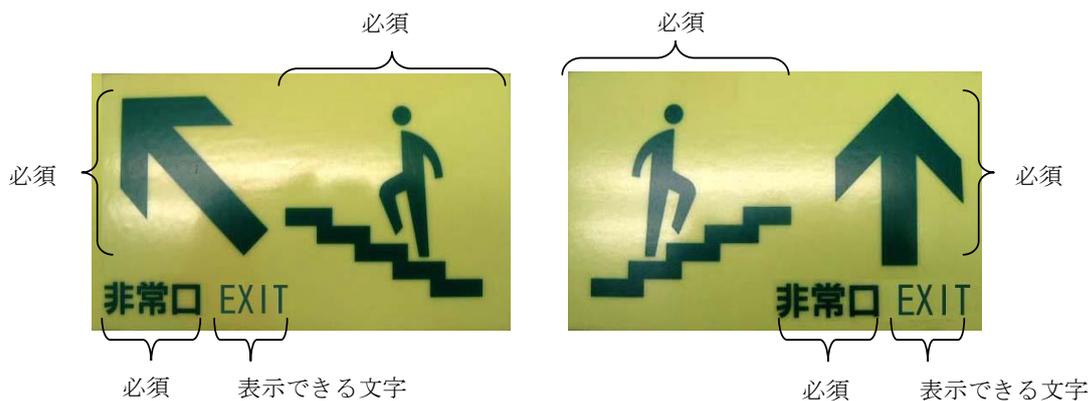


図6 階段に設置する避難方向明示物の例

(右：壁設置用，左：蹴上げ設置用)

2 明示物の視認性

明示物は、JIS Z 9107（別添え参照）のりん光輝度試験の方法に準じて明示物に光を当てた後に遮光した場合、遮光した時点から20分経過後に、暗所において次の視認性を有するものであること。

※ 一般的に視力0.3未満は、視力矯正をしなければ不自由を感じる目安とされていることから、0.3未満の者は視力矯正をしているものと考え、本視認性を確認する場合には、0.3の者が必ず含まれるようにするものとする。

(1) 存在の視認性

図7のとおり明示物を床面に置き、水平方向に5m離れ、かつ、床面から高さ1.5mのところからその存在が容易に視認できるものであること。

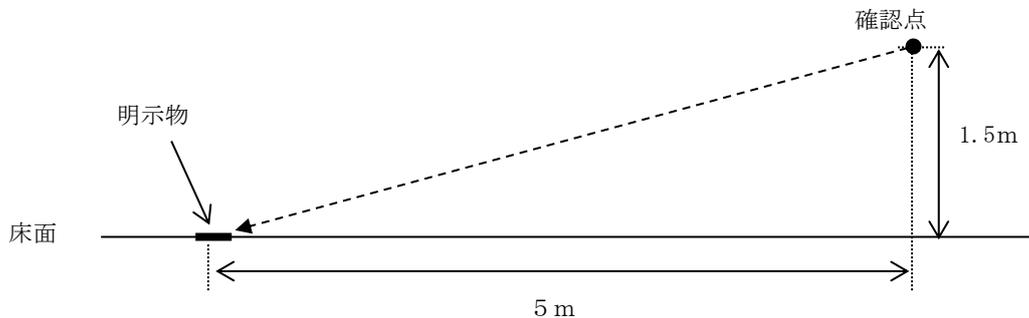


図7 明示物の存在の視認性の確認方法

(2) 表示内容の視認性

図8のとおり明示物の表示面に正対し、次のア及びイに示す距離を有する地点から、表示内容が容易に視認できるものであること。

明示物の表示内容が視認できる距離の設定にあつては、その明示物の種別に応じて、次のとおり定めている。

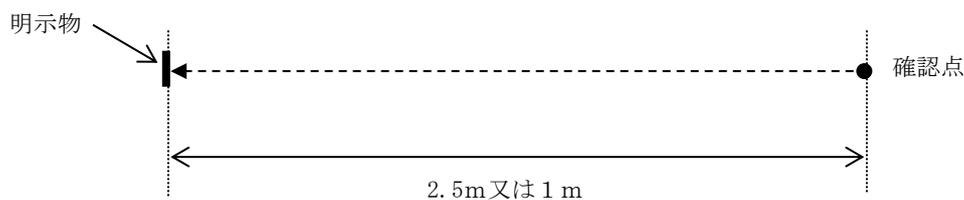


図8 明示物の表示内容の視認性の確認方法

ア 避難口明示物（図9参照）

- (ア) 「避難口のシンボル」：2.5m
- (イ) 「非常口」、「EXIT」及び「避難方向を示す矢印」：1m



図9 避難口明示物の例

イ 避難方向明示物

- (ア) 通路等に設置する避難方向明示物（図10参照）
 - a 「避難方向を示す矢印」：2.5m
 - b 「避難口のシンボル」、「非常口」及び「EXIT」：1m



図10 通路等に設置する避難方向明示物の例

- (イ) 階段に設置する避難方向明示物（図11参照）
 - a 「避難方向を示す矢印」：2.5m
 - b 「上り階段を示すシンボル」、「下り階段を示すシンボル」、「非常口」及び「EXIT」：1m



図11 階段に設置する避難方向明示物の例

3 表示

明示物の種類、製造者名、製造年月、型式記号等を表示することにより、適正な明示物の設置を確保するとともに、万一既に設置され、又は市場に流通した明示物に、構造及び性能等の不具合があることが判明した際に、当該明示物を判別するための手段として活用できるようにしたものである。

また、明示物の視認性を損なうことのないよう明示物の表示面以外の面又はその包装に表示を求めたものである。

4 滑り防止

明示物は、表示面の摩擦抵抗が当該明示物を設置する床面の摩擦抵抗と同等のものを設置するものとし、この判断方法は、JIS A 5705（ビニル系床材）付属書に定める「床材の滑り試験方法（斜め引張型）」によって測定する滑り抵抗係数（C. S. R値：Coefficient of Slip Resistance）が、明示物の表示面と明示物を設置する床面とで差が0.2未満になることを目安とするものとする。

【例】明示物を設置する床面の滑り抵抗係数が0.6の場合

表示面の滑り抵抗係数が0.4を超え0.8未満の範囲内の明示物を設置する。

5 明示物のりん光輝度の設定値

明示物のりん光輝度の設定値とは、当該明示物の蓄光部分のりん光輝度の値（前2による遮光から20分経過時点のものに限る。）に対応して告示基準で要求される視認性を確保するために、最低必要なサイズ（外観、シンボル、文字及び矢印の大きさ。以下同じ。）における当該りん光輝度の値をいう。ただし、この値は、 $24\text{mcd}/\text{m}^2$ 以上でなければならない。

(1)は、りん光輝度の設定値を $24\text{mcd}/\text{m}^2$ にした場合における明示物の最小サイズの例を示したものであり、検証実験により得られた値である。

(2)は、りん光輝度の設定値を下限値 ($24\text{mcd}/\text{m}^2$) の6倍 ($144\text{mcd}/\text{m}^2$) とした場合における明示物の最小サイズの例を示したものであり、検証実験により得られた値である。

(1) りん光輝度の設定値を $24\text{mcd}/\text{m}^2$ にした場合の最小サイズの例

ア 避難口明示物

(ア) 外観：高さ25cm、幅22cm（蓄光部分の面積を 169cm^2 以上とする。(1)において同じ。)

(イ) 避難口のシンボル：高さ20cm

(ウ) 非常口：幅6cm

(エ) EXIT：幅4cm

イ 通路等に設置する避難方向明示物

(ア) 外観：高さ10cm、幅21cm

(イ) 矢印：高さ8cm

(ウ) 避難口のシンボル：高さ7cm

(エ) 非常口：幅6cm

(オ) EXIT：幅4cm

ウ 階段に設置する避難方向明示物

(ア) 壁設置用

a 外観：高さ13cm、幅23cm

b 矢印：高さ8cmの矢印を傾斜角45度上向き又は下向きに表示

c 上り階段又は下り階段を示すシンボル：高さ11cm

d 非常口：幅6cm

e EXIT：幅4cm

(イ) 蹴上げ設置用

a 外観：高さ13cm、幅23cm

b 矢印：高さ8cmの矢印を上向きに表示

c 上り階段を示すシンボル：高さ11cm

d 非常口：幅6cm

e EXIT：幅4cm

(2) りん光輝度の設定値を $144\text{mcd}/\text{m}^2$ にした場合における明示物の最小サイズの例

ア 避難口明示物

(ア) 外観：高さ14cm、幅12cm（蓄光部分の面積を 49cm^2 以上とする。(2)において同じ。)

(イ) 避難口のシンボル：高さ10cm

(ウ) 非常口：幅4cm

(エ) EXIT：幅2.5cm

イ 通路等に設置する避難方向明示物

(ア) 外観：高さ7cm、幅15cm

(イ) 矢印：高さ5cm

(ウ) 避難口のシンボル：高さ4cm

(エ) 非常口：幅4cm

(オ) EXIT：幅2.5cm

ウ 階段に設置する避難方向明示物

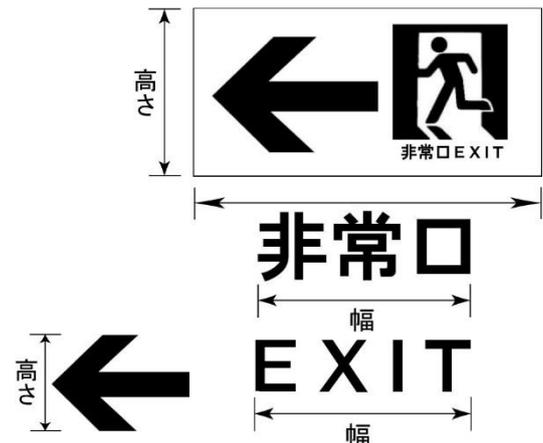
(ア) 壁設置用

a 外観：高さ12cm、幅16cm

b 矢印：高さ5cmの矢印を傾斜角45度上向き又は下向きに表示

c 上り階段又は下り階段を示すシンボル：高さ7cm

d 非常口：幅4cm



- e EXIT：幅 2.5cm
- (イ) 蹴上げ設置用
 - a 外観：高さ 13cm、幅 16cm
 - b 矢印：高さ 5 cm の矢印を上向きに表示
 - c 上り階段を示すシンボル：高さ 7 cm
 - d 非常口：幅 4 cm
 - e EXIT：幅 2.5cm

経年劣化等で蓄光性が低下し、前2による遮光を行ってから 20 分経過後の当該明示物のりん光輝度が、設定値より低くなった場合は、告示基準不適合となり、更新等の措置が必要となる。

図 12 は、明示物のりん光輝度の設定値を $24\text{mcd}/\text{m}^2$ とした場合と、 $144\text{mcd}/\text{m}^2$ とした場合の最小サイズの例を比較したものであるが、当該設定値を $24\text{mcd}/\text{m}^2$ から $144\text{mcd}/\text{m}^2$ の間にした場合は、当該最小サイズは、この範囲内に収まることとなる。

なお、明示物の蓄光性は、今後の技術開発により、更に向上することも考えられるが、そのサイズは、限りなく縮小できるものではなく、必然的に通常の照明環境において視認できるサイズが限界であるものである。

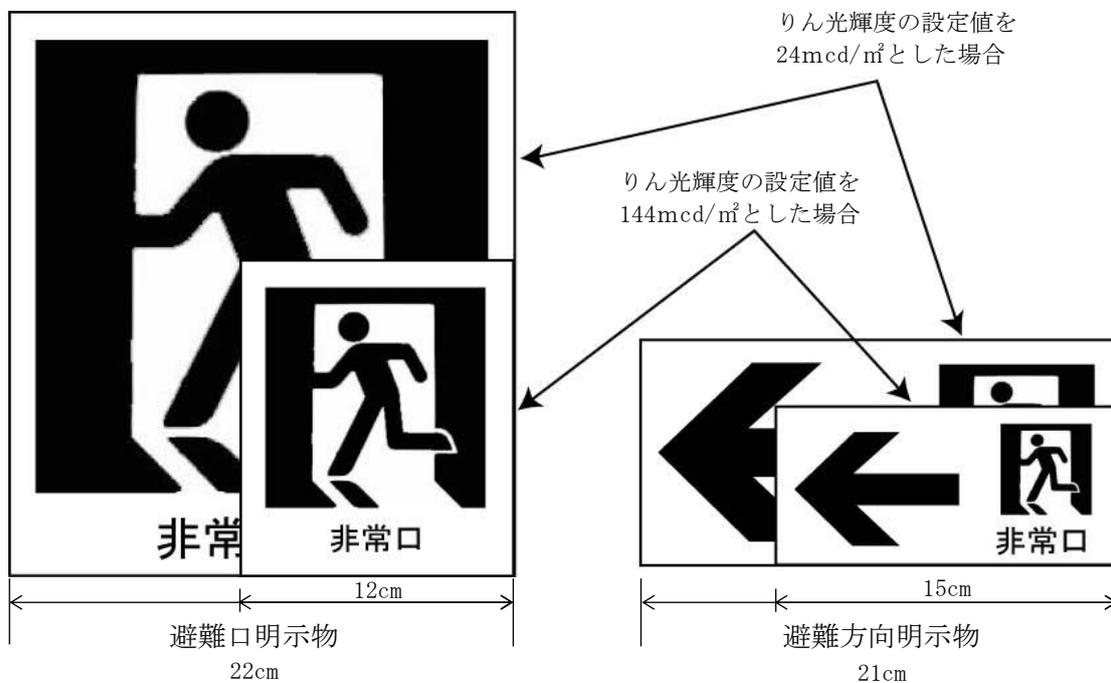


図 12 りん光輝度の設定値とサイズとの関係

別図1

避難方向の変更箇所における明示物の設置例

1 コンコースの設置例

A～Dの各地点（避難方向変更箇所）には、避難方向明示物を設ける。

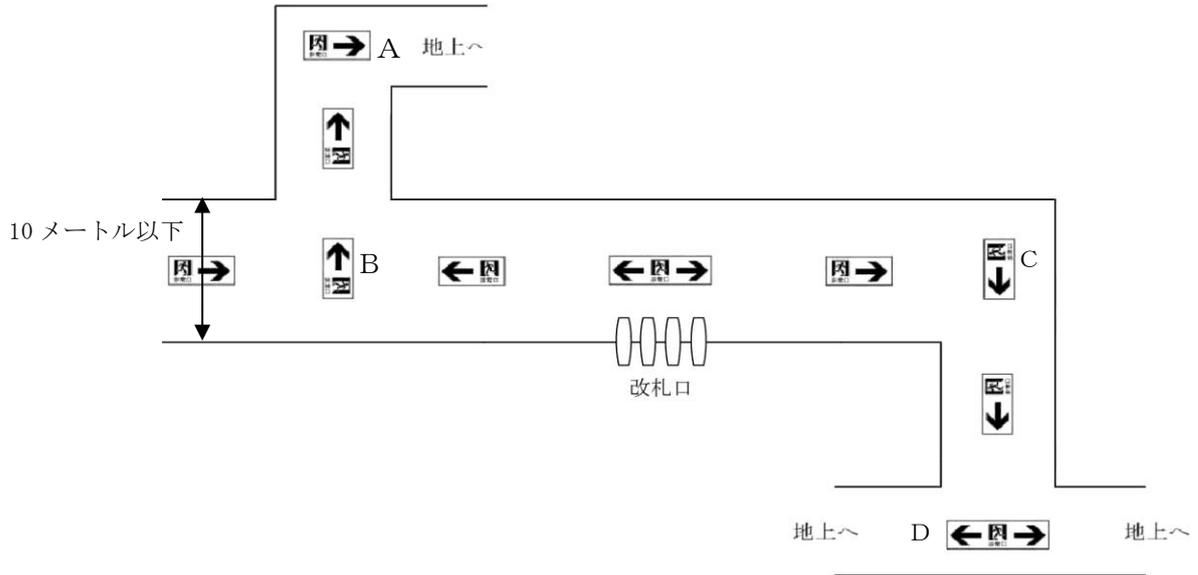


図1 コンコース等への設置例

2 防火戸付近の設置例

- (1) E及びFの地点（避難方向変更箇所）には、避難者が確実に防火戸に気付くよう避難方向明示物を設ける。
- (2) 防火戸の扉面に、それぞれ避難口明示物を設ける。
- (3) Gの地点（避難方向変更箇所）には、階段の上り始めに設置する避難方向明示物の存在に気付くよう避難方向明示物を設ける。

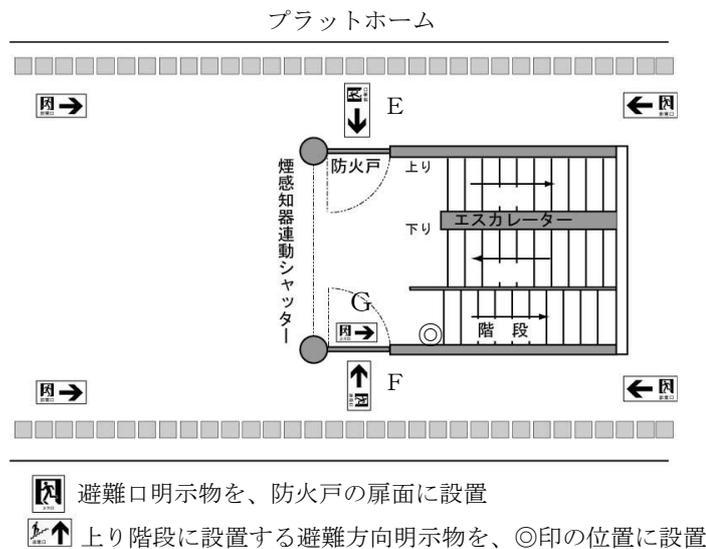


図2 防火戸付近への設置例

別図2

階段に設置する避難方向明示物の設置例

階段に設置する避難方向明示物は、手すりのある壁側に次のとおり設ける。

1 上り階段の場合

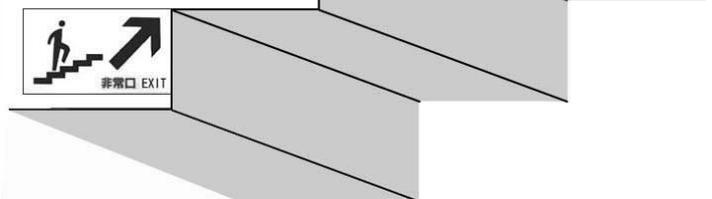
(1) 壁設置用



踊り場部分の設置状況

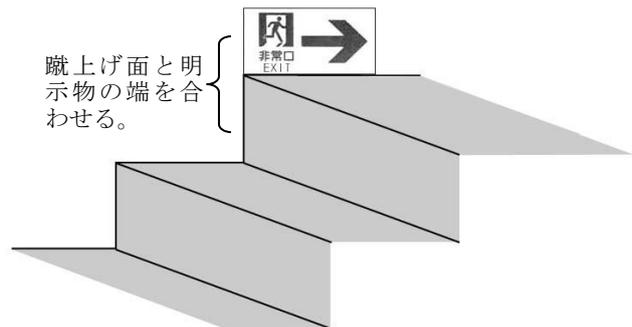
ア 上り始め

一段目の踏み面と明示物上端を合わせる。

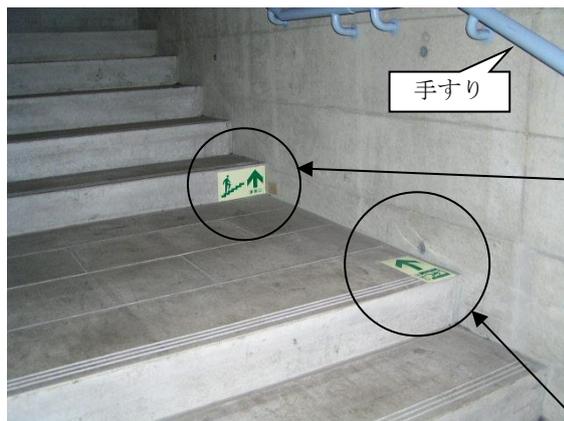


イ 上り終わり

蹴上げ面と明示物の端を合わせる。



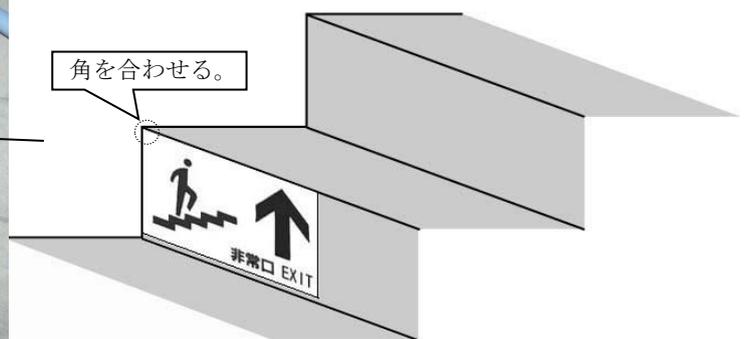
(2) 蹴上げ設置用



踊り場部分の設置状況

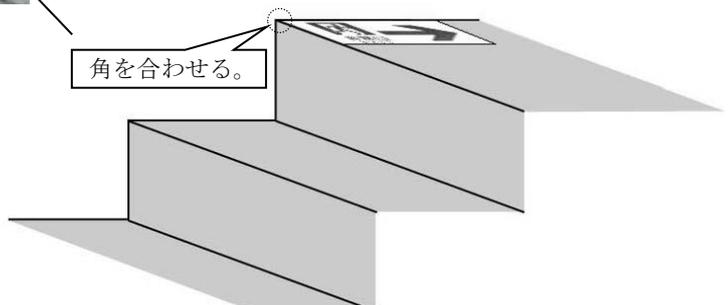
ア 上り始め

角を合わせる。



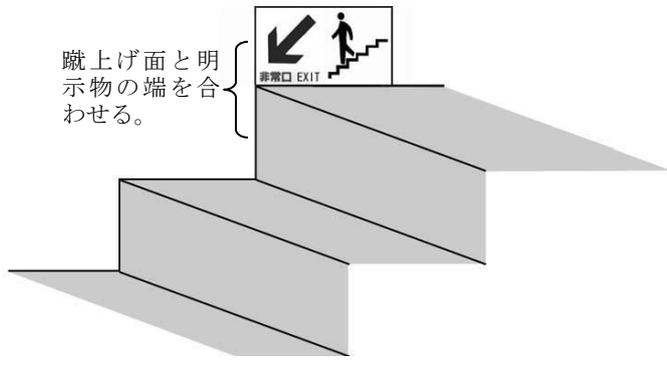
イ 上り終わり

角を合わせる。



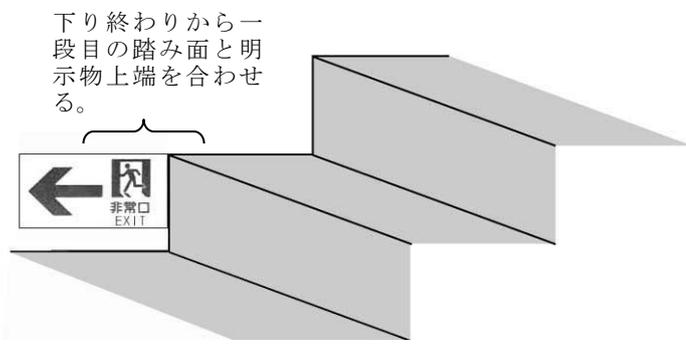
2 下り階段の場合

(1) 下り始め



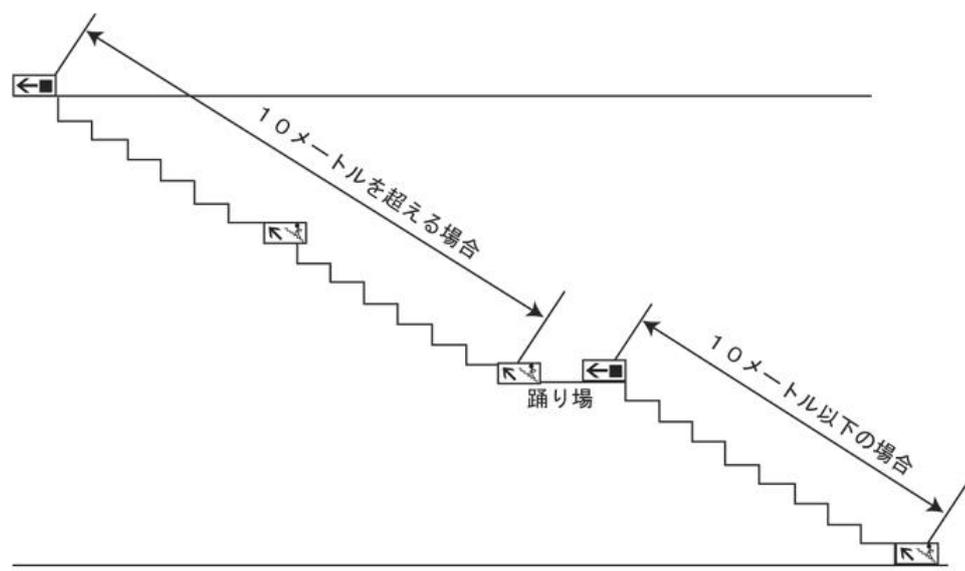
蹴上げ面と明示物の端を合わせる。

(2) 下り終わり



下り終わりから一段目の踏み面と明示物上端を合わせる。

3 階段の長さによる明示物の設置例



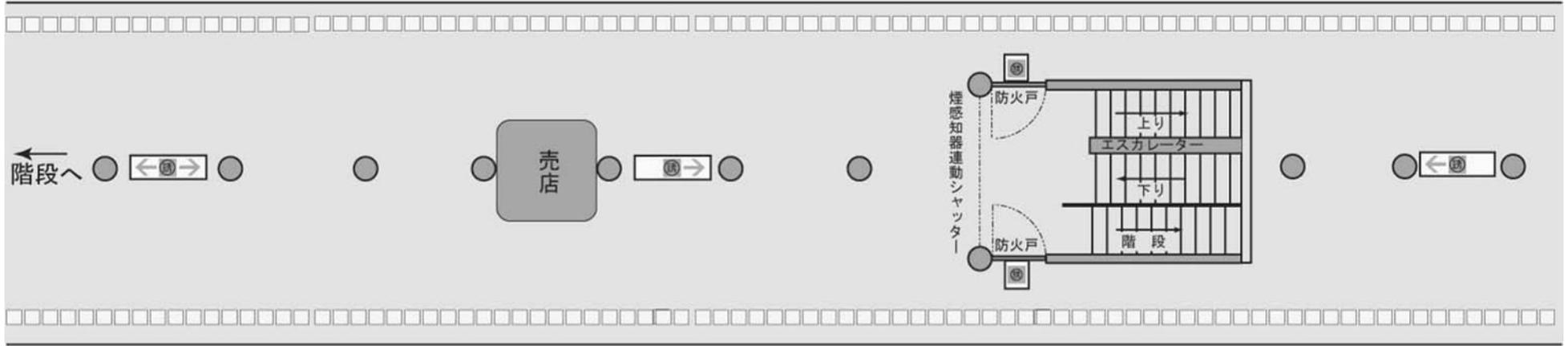
- ◀■ 通路等に設置する避難方向明示物
- ◀▲ 上り階段に設置する避難方向明示物

別図3

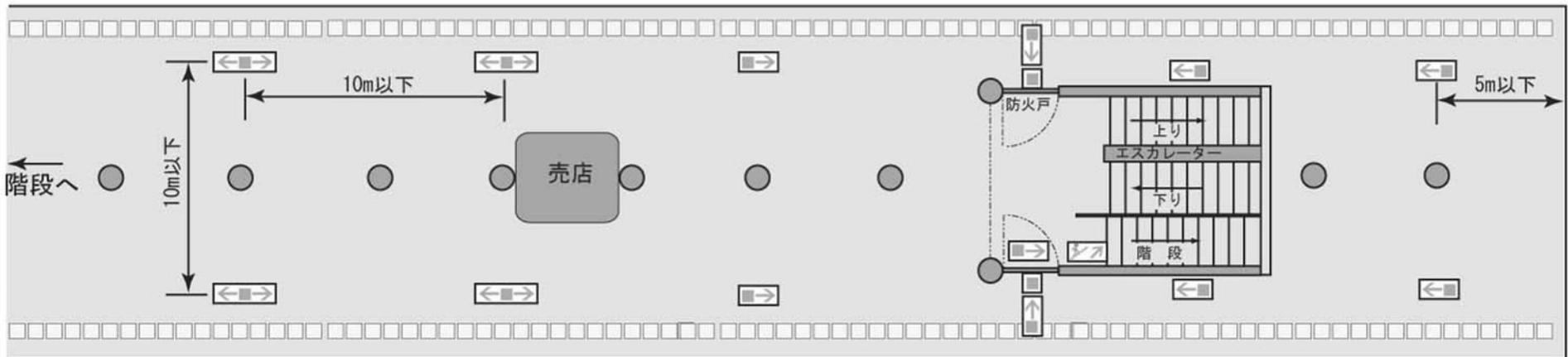
乗降場における誘導灯及び明示物の設置例

島式の乗降場（一本柱）

誘導灯の設置例

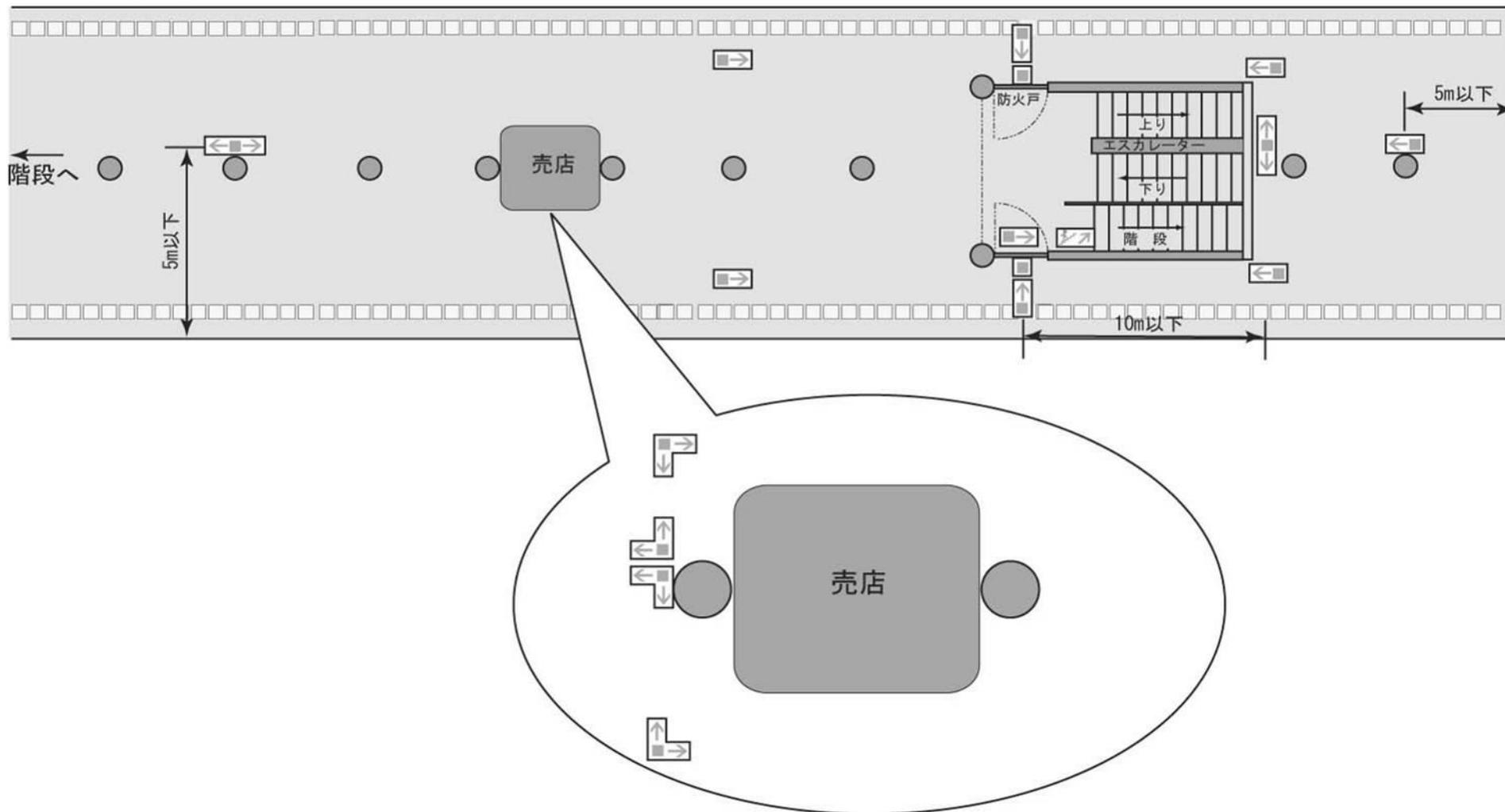


明示物の設置例 1



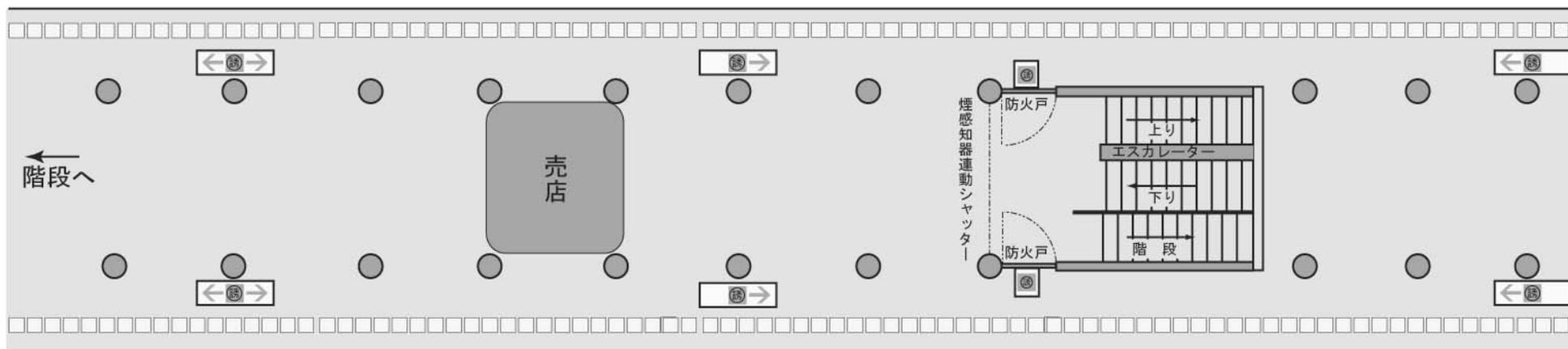
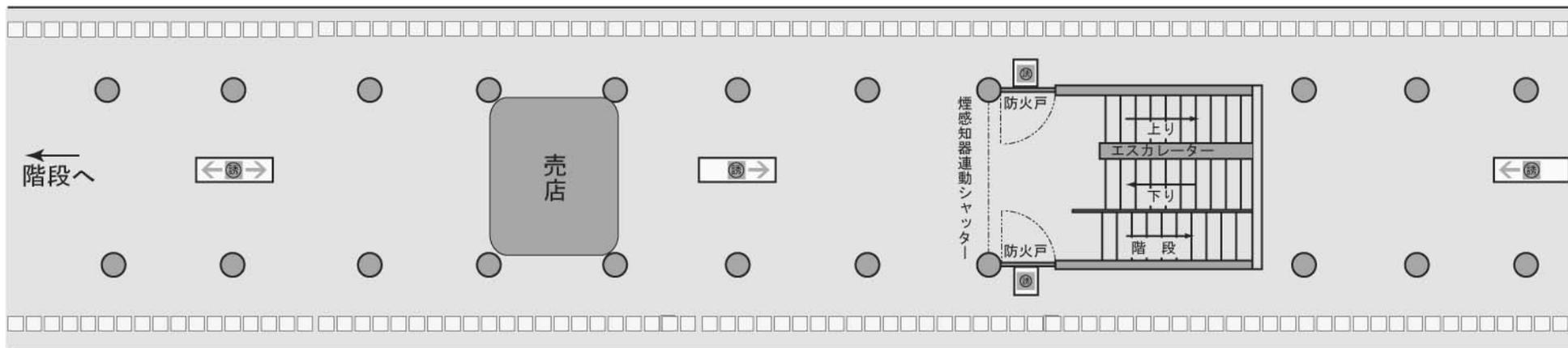
島式の乗降場（一本柱）

明示物の設置例2



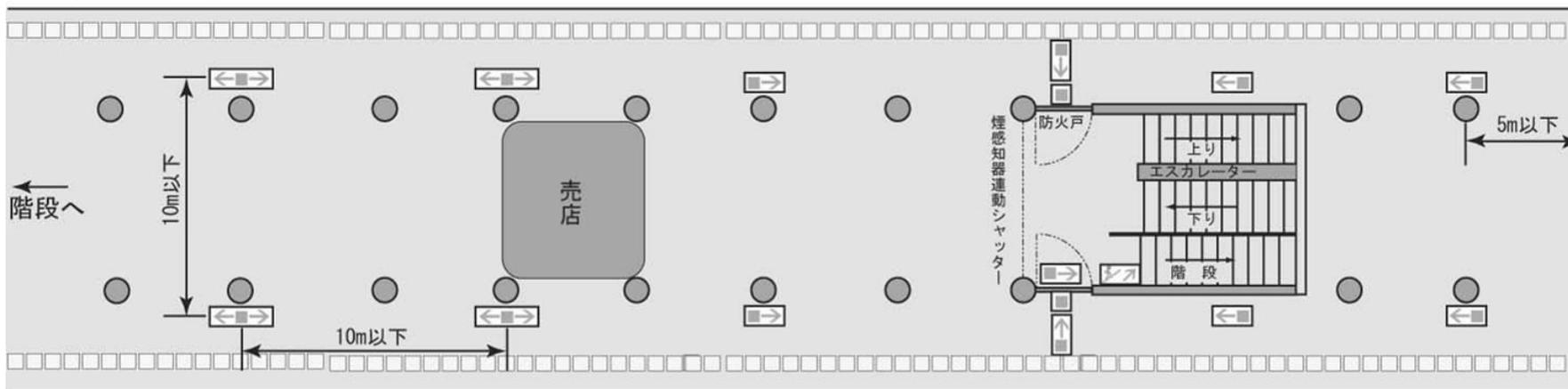
島式の乗降場（二本柱）

誘導灯の設置例

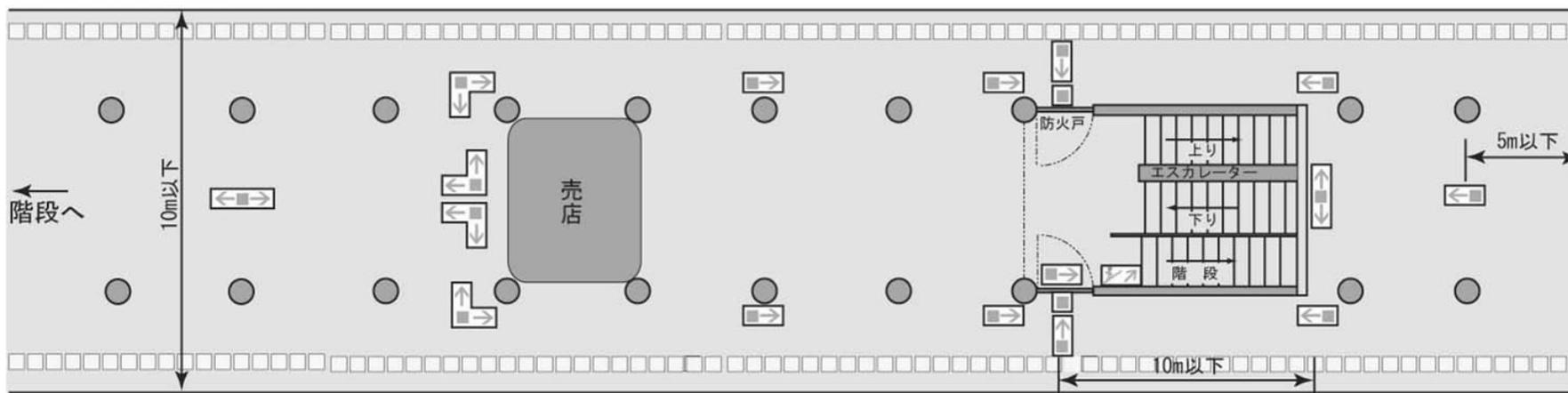


島式の乗降場（二本柱）

明示物の設置例1

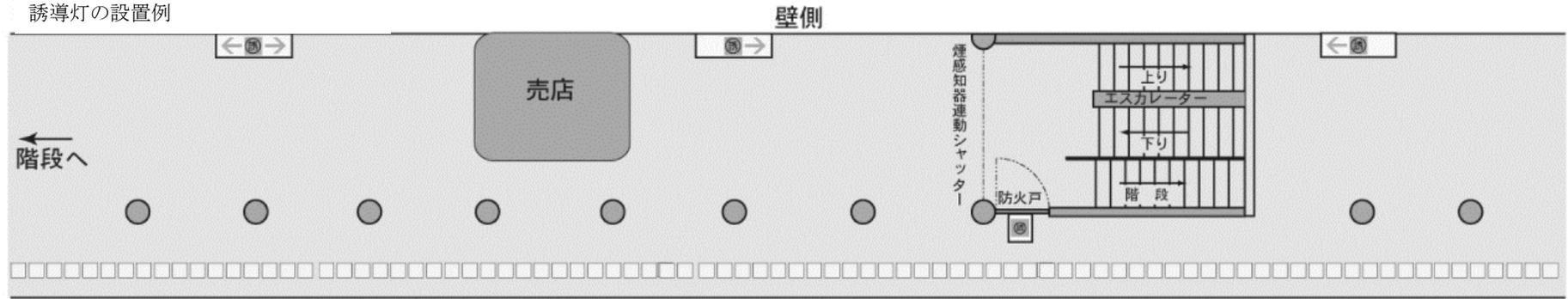


明示物の設置例2

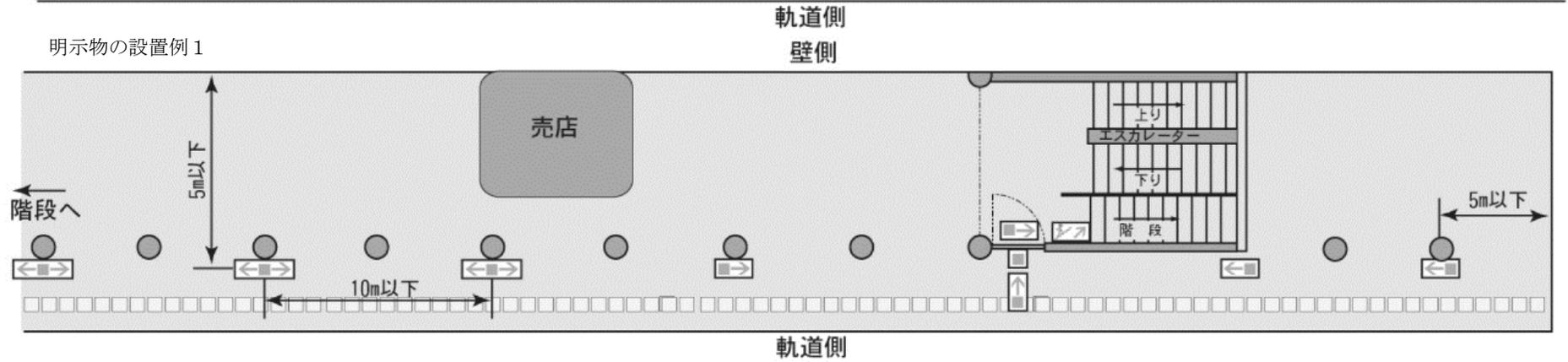


対面式の乗降場

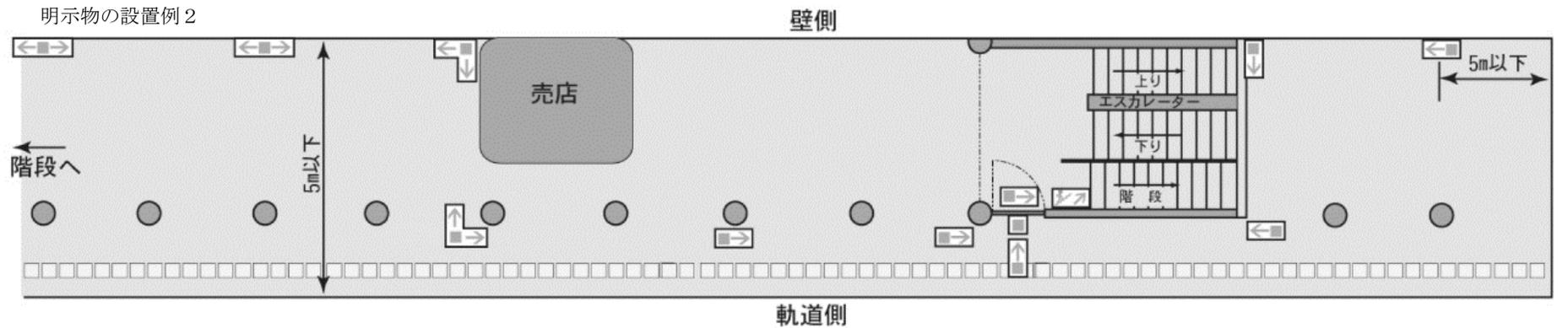
誘導灯の設置例



明示物の設置例 1



明示物の設置例 2

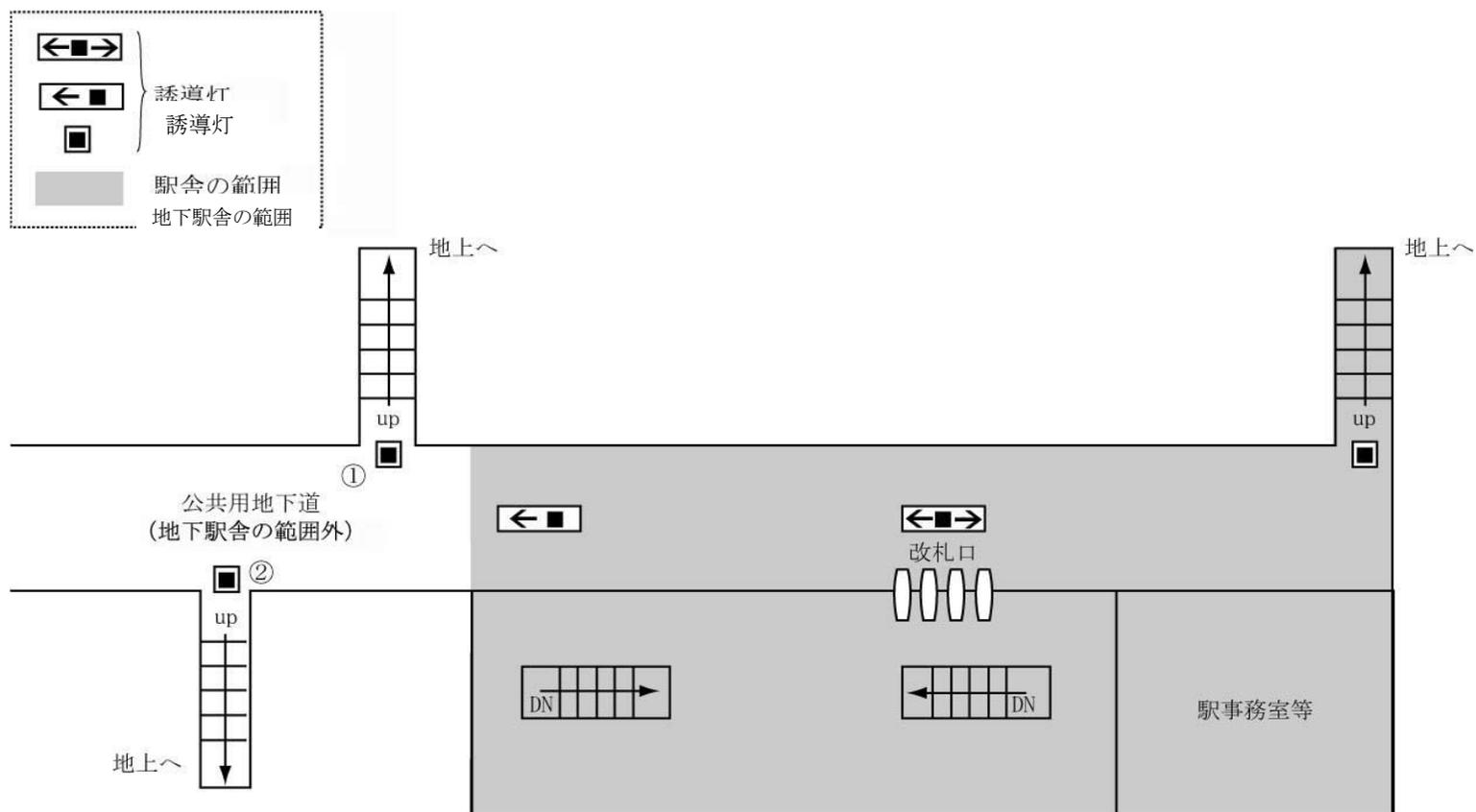


別図4

地下駅舎と地下駅舎に該当しない地下連絡通路等が接続している場合の明示物の設置例

原則として、地下駅舎と地下駅舎に該当しない地下連絡通路等が接続している場合で、かつ、地下連絡通路等が地下駅舎の乗降客の避難経路として誘導灯により誘導されている場合は、有効な避難安全性を確保するため、地下駅舎と地下連絡通路等を一体ととらえ、努めて最も近い地上出入口まで地下連絡通路等にも明示物を設置するよう指導するものとし、その例は次のとおり。

- ※1 地下駅舎の範囲外であるが、地下駅舎の範囲内に設けられた誘導灯が①側を指示していることから、明示物を設けるよう指導する。
- ※2 地下駅舎に最も近い①の最短避難経路にのみ明示物を設けるよう指導する。(②へは、誘導しない。)



IV 地下駅舎に設置する自動消火設備等の基準等について

1 地下駅舎に自動消火設備等を設置する場合の基準

- (1) 地下駅舎に自動消火設備等を設置する場合の一般的な基準は別記1のとおり。
- (2) 別記1、4、(1)中の別に定める基準（地下駅舎に存する簡易売店に下方放出型自動消火設備を設置する場合の基準）は別記2のとおり。
- (3) 別記1、4、(2)中の別に定める基準（既存の地下駅舎に存する店舗のうち小規模コンビニエンスストア型のものに設置する高密度放射型パッケージ型自動消火設備を設置する場合の基準）は別記3のとおり。

2 その他

- (1)～(3) (略)
- (4) I、第4、1、(2)の代替設備については、今後、スプリンクラー設備と同等の消火性能を有する設備について確認され次第、通知します。
- (5) 別記1、別記2及び別記3による自動消火設備等の設置に関する問い合わせ、相談等を受けた場合は、主管課と協議するものとします。

別記1

地下駅舎に自動消火設備等を設置する場合の一般的な基準

1 趣旨

この基準は、地下駅舎における初期消火対策及び避難安全対策の充実を図るため、地下駅舎の部分に当該部分の用途ごとに適する自動消火設備等を設置する場合の基準を定めるものである。

2 設置対象

I、第2、1、(2)に定める地下駅舎のうち、次に定める部分に設置するものとする。

- (1) 簡易売店（火を使用する設備を使用するものを除く。以下同じ。）
- (2) 小規模コンビニエンスストア型等の店舗（法第17条の2の5第1項の規定により条例第39条第1項第4号の4を適用しない既存の地下駅舎に限る。以下同じ。）

3 用語の定義

この基準において、次に定める用語の意義はそれぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 自動消火設備等 一局所の火災を自動的に感知し、かつ、消火するものであって初期の火災を消火又は抑制する性能を有する設備又は装置をいう。
- (2) 簡易売店 平屋で、かつ、壁、柱、床、天井、屋根等が地下駅舎の壁等と構造的に独立しており、原則として地下駅舎の壁等を造作することなく設置、移転、撤去等ができる構造を有し、客が内部へ入ることなく専らその外側において物品を購入する形態の売店であって当該売店の床面積（当該売店に隣接する売店等（距離が最短部分で3m以内のものに限る。）が存する場合は、隣接するすべての売店等の合計床面積）が10㎡未満のもの。
- (3) 小規模コンビニエンスストア型の店舗 政令別表第1(4)項の防火対象物の用途（主に書籍その他常に多量の可燃物が存在するもの及び簡易売店を除く。）に供されるものであって、壁、床、天井、戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）等で囲まれた店舗部分が概ね50㎡以下のもの。
- (4) 感知部 パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年5月消防庁告示第13号。以下「パッケージ型自動消火設備告示」という。）第2、3に定める「感知部」をいう。
- (5) 放出口 パッケージ型自動消火設備告示第2、6に定める「放出口」をいう。
- (6) 消火薬剤貯蔵容器等 パッケージ型自動消火設備告示第2、9に定める「消火薬剤貯蔵容器等」をいう。

4 自動消火設備等に必要性能

- (1) 簡易売店に設置する自動消火設備等（別に定める基準に従って下方放出型自動消火装置を設置する場合を除く。）

- ア 簡易売店に設置する自動消火設備等に必要な性能は、次に定めるすべてを満たすものとする。
なお、当該性能の確認は、実際の簡易売店を用いた実大規模の消火実験等によるものとする。
- (7) 初期の火災を抑制する性能
簡易売店の大火源を自動消火装置が感知し、消火薬剤が放射終了する等消火機能が作動終了した時点において、爆発的に燃焼している火炎を有効に抑制し、天井面に達する高さの炎が確認されないこと。
- (4) 残炎の拡大を抑制する性能
消火薬剤が放射終了する等消火機能が作動終了した時点から起算して3分間以上、当該天井面の温度特性が概ね170℃以下の定常又は漸減特性を示し、かつ、残炎の拡大が見られないこと。
- (9) 避難上支障ない温度に抑制する性能
避難者の一般的な避難行動を想定し、消火薬剤が放射終了した時点から起算して3分間以上、簡易売店の左右側面からそれぞれ水平方向に30cmの位置の雰囲気温度が100℃以下で、かつ、避難者が直接火炎を受けるおそれが少ないこと。
- イ 簡易売店に前ア以外の自動消火設備等を設置する場合の当該設備等に必要な性能は、簡易売店の大火源火災に適応した試験方法により評価し確認するものとする。
- (2) 既存の地下駅舎に存する店舗のうち小規模コンビニエンスストア型等のものに設置する自動消火設備等(別に定める基準に従って高密度放射型パッケージ型自動消火設備を設置する場合を除く。)
- ア 既存の地下駅舎に存する店舗のうち小規模コンビニエンスストア型等のものに設置する自動消火設備等に必要な性能は、次に定めるすべてを満たすものとする。
- (7) 自動消火設備等の消火薬剤が放射終了した時点において、燃焼している火炎を有効に抑制すること。
- (4) 自動消火設備等が消火薬剤を放射終了した時点から、自衛消防隊が屋内消火栓で初期消火を開始し、効果を発揮するまでの時間(各地下駅舎において想定される時間。標準想定時間は3分30秒。)天井面の温度が概ね170℃以下を保っていること。
- イ 既存の地下駅舎に存する店舗のうち小規模コンビニエンスストア型等のものに前ア以外の自動消火設備等を設置する場合の当該設備等に必要な性能は、既存の地下駅舎に存する店舗のうち小規模コンビニエンスストア型等のものの火災に適応した試験方法により評価し確認するものとする。
- 5 設置及び維持管理上の留意事項
- 4に定める自動消火設備等の設置及び維持管理に必要な事項は次のとおりである。
- (1) 感知部を有する場合は、火災を有効に感知することができるように取り付けること。
- (2) 放出口を有する場合は、消火薬剤が直接可燃物に放射でき、かつ、放射障害が生じない消火に有効な天井面等に取り付けること。
- (3) 放出口、安全弁その他の衝撃等により誤放射のおそれがある部分を有する場合は、誤放射を防止する措置を講ずること。
- (4) 消火薬剤貯蔵容器等を有する場合は、堅固に取り付け、かつ、点検、整備が容易で衝撃等を受けない位置に設置すること。
- (5) 地下駅舎に設置された消防用設備等の点検時期にあわせて点検を行うなど、適正に維持管理すること。

別記2

地下駅舎に存する簡易売店に下方放出型自動消火装置を設置する場合の基準(略)

地下駅舎に設置する自動消火設備等の基準等について(平成18年6月22日18予第333号予防部長通知)別記2参照。

別記3

既存の地下駅舎に存する店舗のうち小規模コンビニエンスストア型等のものに設置する高密度放射型パッケージ型自動消火設備の基準(略)

地下駅舎に設置する自動消火設備等の基準等について(平成18年6月22日18予第333号予防部長通知)別記3参照。